



理事長

森浦 克好

皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は私ども紀北信用金庫に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

本年も、当金庫の令和5年度経営内容や業務内容等をお伝えする「ディスクロージャー誌」を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和5年度を振り返ってみますと、コロナの収束とともに、社会・経済活動が正常化し、飲食・観光などの国内サービス消費やインバウンド需要などによって国内景気は緩やかな回復過程にあるものの、エネルギー価格や食料品を中心にインフレ圧力が高進するなかで、他の先進国との賃金格差・労働生産性の低さが浮き彫りになり、実質賃金も25カ月連続でマイナスという厳しい社会状況です。加えて、解決の目途が立たないウクライナ戦争や中東問題、東アジアにおいても米中対立など地政学的緊張が高まり、政治・経済の不確実性が深刻化しつつあります。

金融市場は、3月にマイナス金利が解除されましたが、依然、諸外国との金利差が大きく、欧米の利下げや、日本銀行の追加利上げなど、金利の動向によっては、設備投資や住宅市場、消費活動などの国内経済に大きな影響を及ぼしかねず、日本銀行には適切な政策運営によって持続的な成長と経済の安定化が図られることが期待されます。

当地域においても、地場産業の低迷と急激な人口減少・少子高齢化といった地域特有の課題と機会に直面していますが、女性や高齢者の労働参加や都市部からの移住・外国人労働者の受入れ、リモートワークなど多様な働き方を推進することによって、地場産業である農林水産業においては、鮮魚・水産加工品、柑橘類のブランド化・6次産業化に取り組むとともに地元の森林資源を活用した木材加工などの新たな事業の創出・生産性の向上が求められています。

このような状況下で、地域にコミットする私ども信用金庫の役割は大きく、地域密着型金融機関として地元事業者の金融ニーズに応え、その成長と発展を支えながら、個人のお客様には、預金・融資を中心とした各種金融サービスを提供し、地域の皆様が安心して生活を営むための経済基盤をサポートしつつ、地域の文化、スポーツ活動、教育支援、環境保護などの社会貢献活動に積極的に取り組み、地域イベントやボランティア活動を通じて、地域社会の発展に寄与しております。

令和6年度は、紀伊半島を縦断する「熊野古道」が世界遺産登録20周年を迎えます。太平洋に面した美しい海岸線、山間部の深い森林による豊かな自然環境と歴史・文化を擁し、多くの観光スポットや温泉も点在する観光資源、加えて豊かな魚介類と広大な森林を活かした農林水産業など、東紀州は、歴史と自然が融合した素晴らしい地域です。

紀北信用金庫は、この地域との繋がりを大切にし、皆様と共に地域の活性化に取り組んで参りますので、今後とも皆様方の一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

I.	金庫の概況及び組織	1
	基本方針	1
	経営理念	1
	令和5年度経営方針	1
	金庫の概要	1
	事業の組織	2
	理事・監事の氏名及び役職名	2
	会計監査人の名称	2
	事業所の名称及び所在地	3
	店舗案内図	4
	総代会制度について	5
	当金庫の総代名・総代会決議事項	6
	紀北信用金庫と地域社会	7
	～地域社会の再生・活性化をめざして～	
	地域密着型金融の推進に向けた取組み状況	8
	中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況	10
	伴走型支援に係る取組状況	12
II.	金庫の主要な事業の内容	13
	当金庫の事業内容	13
III.	金庫の事業の運営に関する事項	14
	コンプライアンス体制	14
	リスク管理体制	15
	金融ADR制度への対応	16
	反社会的勢力に対する基本方針	16
	マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る取組みについて	17
	金融商品に係る勧誘方針	18
	ご融資関連のご説明について	18
	個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	19
IV.	金庫の主要な事業に関する事項	20
	最近の事業年度における事業の概要	20
	業績の概要（預金積金・貸出金・収益状況）	20
	最近5年間の主要な事業の状況	21
	最近2年間の事業の状況	21
	業務粗利益・業務粗利益率	21
	業務純益・実質業務純益・コア業務純益他	21
	受取利息及び支払利息の増減	22
	総資産経常利益率及び総資産当期純利益率	22
	総資金利鞘	22
	役務取引の状況	22
	その他業務利益の内訳	22
	資金運用勘定・調達勘定の平均残高	23
	経費の内訳	23
	預金に関する指標	24
	預金科目別残高	24
	流動性預金・定期性預金・その他預金の平均残高	24
	職員1人当たり預金残高	24
	1店舗当たり預金残高	24
	貸出金等に関する指標	25
	貸出金科目別残高・平均残高	25
	固定金利・変動金利別貸出金残高	25
	使途別貸出金残高	25
	預貸率の期末値・期中平均値	25
	担保の種類別貸出金残高	26
	担保の種類別債務保証見返額	26

業種別貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	27
有価証券に関する指標	28
商品有価証券の種類別平均残高	28
有価証券種類別平均残高	28
預証率の期末値・期中平均値	28
有価証券の残存期間別残高	28
有価証券の時価等情報	29
商品有価証券及び有価証券の含み損益	29
金銭の信託	29
規制第15条の3第5号に掲げる取引	29
<b>V. 自己資本の充実の状況等</b>	<b>30</b>
自己資本の構成に関する事項	30
自己資本の充実度に関する事項	31
信用リスクに関する事項	32
リスク管理の方針及び手続きの概要	32
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関	32
信用リスク削減手法に関する事項	34
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	35
証券化エクスポージャーに関する事項	35
出資等エクスポージャーに関する事項	36
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	36
金利リスクに関する事項	37
オペレーショナル・リスクに関する事項	37
<b>VI. 直近2事業年度における財産の状況</b>	<b>38</b>
貸借対照表	38
損益計算書・剰余金処分計算書	39
貸借対照表の注記(1)	40
貸借対照表の注記(2)	41
損益計算書の注記	41
独立監査法人の監査報告書	42
信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権	44
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	45
貸出金償却の額	45
<b>VII. 役職員の報酬体系について</b>	<b>46</b>
<b>VIII. その他</b>	<b>47</b>
預金をお預けになる前にご覧ください	47
国債を購入する前にご覧ください	47
業務・商品・サービスのご案内	48
預金業務	48
融資業務	50
代理業務	51
内国為替業務	52
保険業務	52
証券業務	52
取次サービス	52
顧客紹介業務	52
サービス	53
手数料のご案内(為替・両替・硬貨計算手数料を除く)	55
為替手数料のご案内	57
両替・硬貨計算手数料のご案内	57
キャッシュカードのご利用のご案内	58
質問・相談にお答えするコーナー	59
沿革・歩み	62

# I

## 金庫の概況及び組織

### 基本方針

地域金融機関として未来に大いなる夢を託し、信頼と協調のもと地域と共に堅実な発展をはかる。

### 令和5年度 経営方針

1. SDGs・ESGへの取り組み
2. 伴走型支援事業の推進
3. デジタル技術の活用と魅力ある職場づくり
4. 適正利益の確保と地域社会への還元
5. 人材の育成とコンプライアンスの徹底

### 経営理念

1. 相互扶助のもと地域の人々の豊かな暮らしと発展に貢献します。
2. 地域金融機関の使命を果たすため適正利益の確保に向けて努めてまいります。
3. お客様から信頼され働きがいのある活気に満ちた職場づくりを目指します。

### 金庫の概要

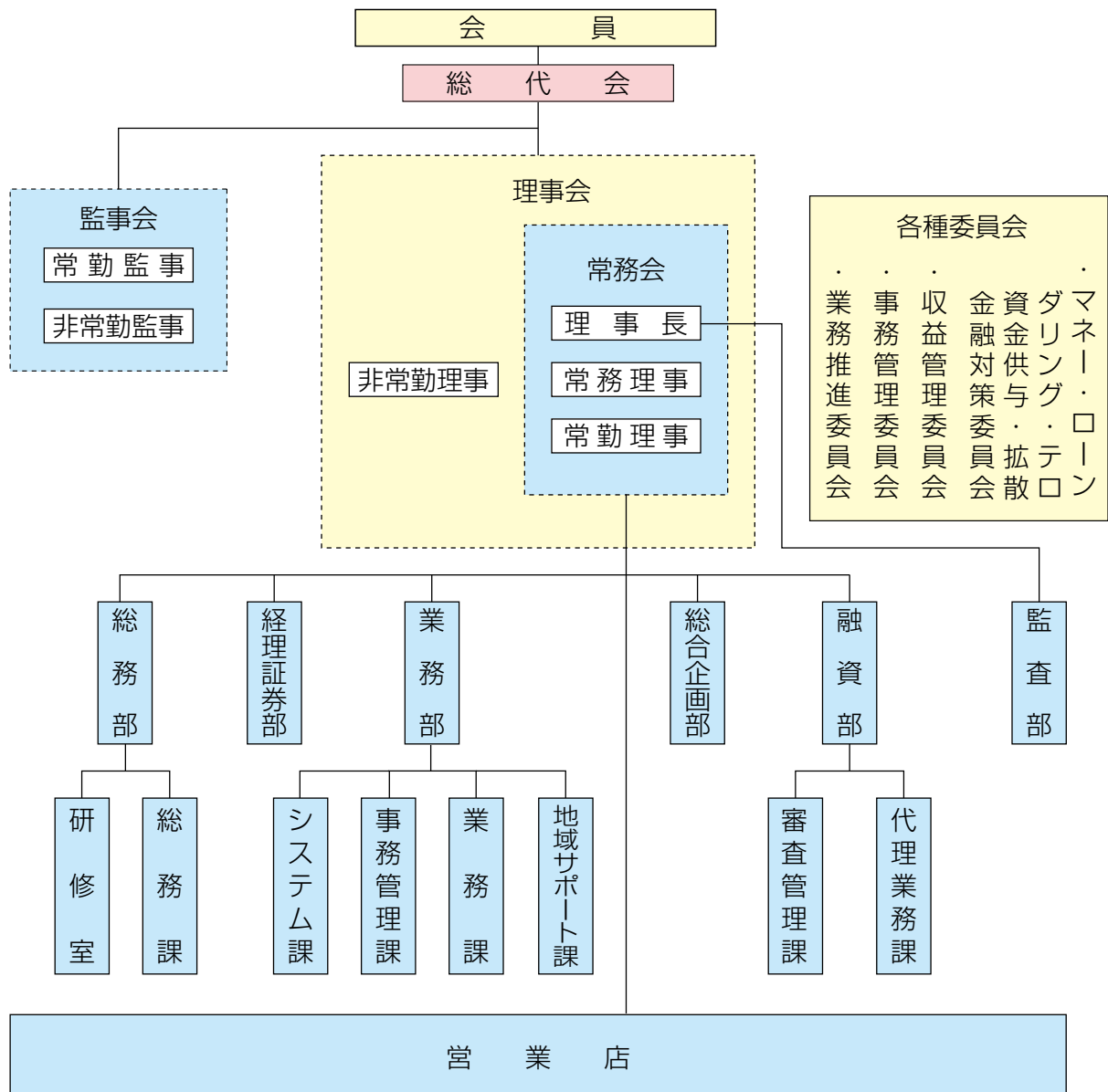
設立	昭和23年6月25日
本部	尾鷲市古戸町12番3号
本店	尾鷲市野地町1番3号
店舗数	7店舗
会員数	4,654人
会員勘定	10,705百万円
役職員数	62名

当金庫は、昭和23年に創業し、76年の歴史を歩んで参りました。この歴史を通じて脈々と受け継いできましたことは「地域の皆様とともに地域社会の発展に貢献する」という理念です。この理念である相互扶助の精神を再確認し、協同組織金融機関としての社会的役割を全うすべく業務に邁進してきた結果、当金庫は、信用というかけがえのない財産を築くことが出来たものと信じています。当金庫が長期的に発展していくためには、信用金庫経営の原点に立ち返って、地域の皆様からの支持と信頼関係を確立し、地域社会との共存共栄をはかる必要があります。

日本銀行は、本年3月にマイナス金利政策とイールドカーブコントロールと呼ばれる長短金利操作を解除したものの、欧米諸外国との金利差は大きい状態が続いております。その結果、極端な円安の影響から輸入物価は高止まりし、原材料価格の上昇による製品への価格転嫁が進み国内消費者物価も上昇するなど、社会環境・経営環境が急激に変化しています。変化に対応した人材の育成を図り、今後も自己責任原則に基づく健全な経営に徹して、皆様のご期待に沿うよう努めます。

## 事業の組織

令和6年6月末現在



## 理事・監事の氏名及び役職名

理事長	森浦克好	非常勤理事	石淵幹人(*)
常務理事	喜多正道(総務部長)	非常勤理事	植村一英(*)
常勤理事	岩屋久夫(監査部長)	常勤監事	奥村正文
常勤理事	北村真也(業務部長)	非常勤監事	天満一博
常勤理事	奥村浩之(総合企画部長)	非常勤監事	濱口宏(員外)
非常勤理事	濱田和正(*)		

\*信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

## 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

## 事業所の名称及び所在地

### 営業地区

三重県尾鷲市                      三重県熊野市                      三重県北牟婁郡                      三重県南牟婁郡  
 三重県度会郡大紀町錦                      三重県度会郡南伊勢町の一部                      和歌山県新宮市

### 店舗一覧

令和6年6月末現在

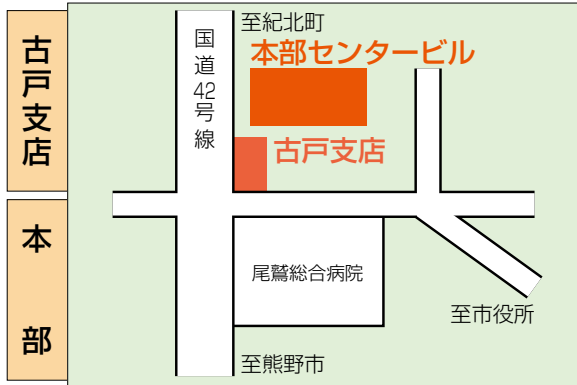
店舗名	住 所	現金自動機等 設置台数	郵便番号 電話番号
本 部	尾鷲市古戸町 12 番 3 号		〒 519-3652 TEL 0597-23-2341
本店営業部	尾鷲市野地町 1 番 3 号	3 台	〒 519-3617 TEL 0597-22-1411
中井支店	尾鷲市野地町 1 番 3 号		〒 519-3617 TEL 0597-22-1411
古戸支店	尾鷲市古戸町 12 番 4 号	3 台	〒 519-3652 TEL 0597-22-5431
輪内出張所	尾鷲市三木里町 298 番地の 8	1 台	〒 519-3811 TEL 0597-28-2301
海山支店	北牟婁郡紀北町相賀 252 番地の 1	2 台	〒 519-3406 TEL 0597-32-1231
長島支店	北牟婁郡紀北町東長島 209 番地 8	2 台	〒 519-3204 TEL 0597-47-1234
熊野支店	熊野市木本町 628 番地	1 台	〒 519-4323 TEL 0597-89-3311

### 店外自動機器設置状況

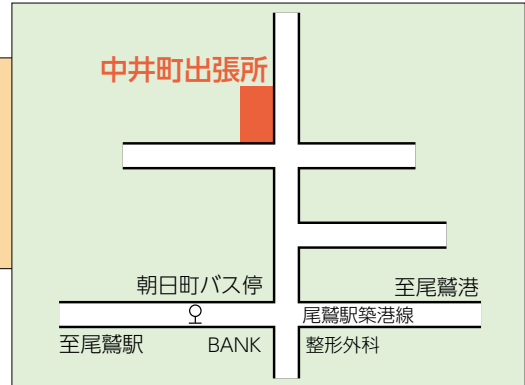
尾鷲市役所 (出金のみ)                      尾鷲市中央町 10 番 43 号                      1 台  
 西長島出張所 (入・出金可)                      北牟婁郡紀北町長島 1005 番地                      1 台  
 中井町出張所 (入・出金可)                      尾鷲市中井町 2 番 1 号                      1 台  
 JR セントラルタワーズ 桜通口 (入・出金可)                      名古屋市中村区名駅 1 丁目 1-4                      1 台  
 JR セントラルタワーズ スカイシャトル (入・出金可)                      名古屋市中村区名駅 1 丁目 1-4                      1 台  
 中部国際空港セントレア (入・出金可)                      常滑市セントレア 1 丁目 1                      1 台



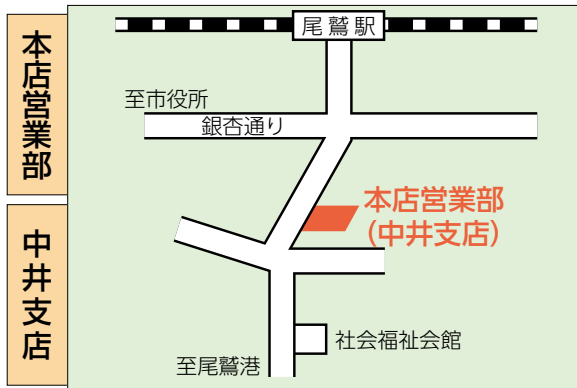
## 店舗案内図



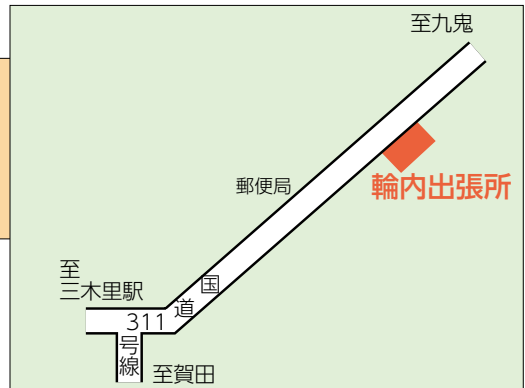
尾鷲市古戸町12番3号・4号



尾鷲市中井町2番1号



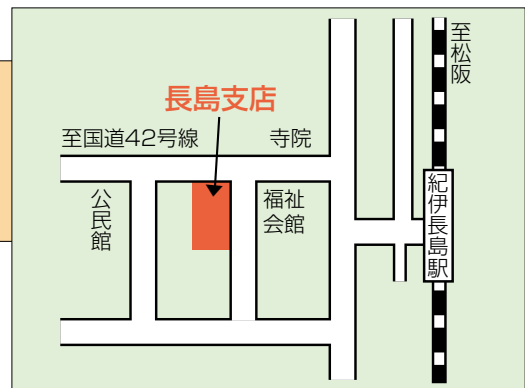
尾鷲市野地町1番3号



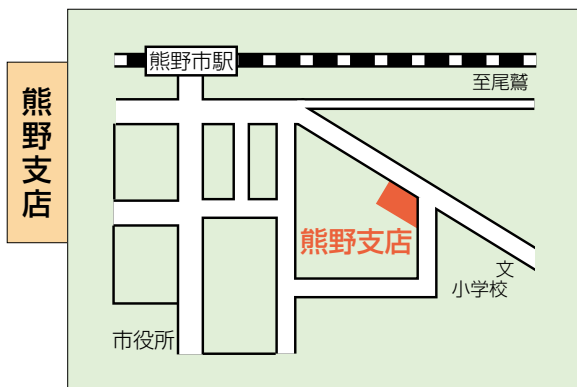
尾鷲市三木里町298番地の8



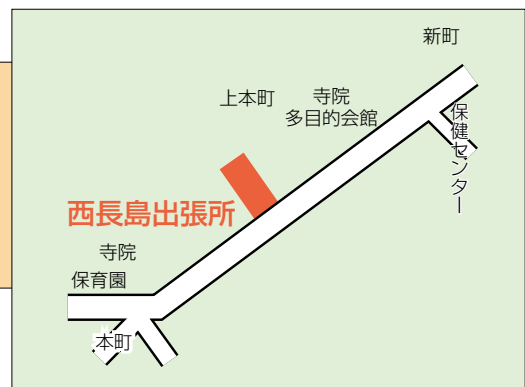
北牟婁郡紀北町相賀252番地の1



北牟婁郡紀北町東長島209番地8



熊野市木本町628番地



北牟婁郡紀北町長島1005番地

※西長島出張所は平成25年3月よりキャッシュコーナーのみの営業となっております。

※センタービル本部に自動貸金庫を設置しました。

※尾鷲市役所でカード出金できるコーナーがあります。

※平成30年6月に輪内支店を輪内出張所に変更しました。

※中井支店は令和2年7月20日より本店営業部内に移転しました。

※旧中井支店は本店中井町出張所として令和2年7月20日よりキャッシュコーナーのみの営業となりました。

## 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加する事となります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定する事なく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

### 総代の選任

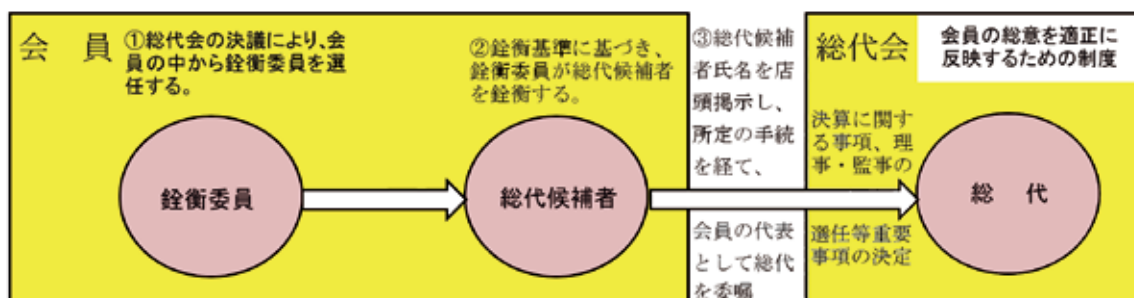
1. 総代の定数は60名以上90名以内で、会員数に応じて各選任区域毎に定めております。なお、令和6年3月31日現在の総代数は77名で、会員数は4,654名です。  
(注)選任区域及び総代名は次頁の通りです。(令和6年6月末現在)
2. 総代の選任は、各選任区域ごとの銓衡委員により選任されます。また、銓衡委員は当金庫会員(出資者)のなかから総代会の決議により委嘱されます。
3. 銓衡委員により選任された総代候補者の氏名は当金庫各営業店の掲示場に1週間掲示するとともに、掲示場に掲示したことを当庫ホームページ上にて公告いたします。
4. 会員は総代候補者が総代になることについて異議がある場合は、公告の掲載のあった日から2週間以内に当金庫に当該候補者の氏名を申出ることが出来ます。この場合で異議の申出をしたものが当該選任区域の会員数の3分の1に達したときは銓衡委員は当該総代候補者にかえて他の総代候補者を選任します。  
但し、当該総代候補者の数が、その選任区域の総代の定数の2分の1に満たないときは、改めて選考を行なわないことが出来ます。
5. 総代候補者について、上記4.の異議の申出をしたものが当該選任区域の会員数の3分の1に達しないときは、当該総代候補者を総代に委嘱しその氏名を掲示場に掲示します。掲示期間は1週間です。
6. 総代の任期は3年で、現在(令和6年6月末)の総代は令和7年3月31日までの任期です。

### 選任区域における総代数の基準

7. 各選任区域における総代の数は、その区域における会員数の按分によります。

### 会員の皆様のご意見について

8. 会員の皆様のご意見を当金庫の経営や総代会等に反映させていきたいと考えますので、忌憚のないご意見をお待ちいたしております。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せ下さい。





## 当金庫の総代名

令和6年6月30日現在

選任区域	定数	総代就任回数・氏名							
第1区	7名	5	杉本純一郎	6	楠 雅史	5	西 善伸	6	山本 拓志
		4	田中 靖敏	4	高村 紀行	4	北村 伸		
第2区	15名	3	北村 道彦	7	土井 弘人	7	山田 恭久	4	土井 健生
		10	奥村 保之	11	神保 勝人	9	北村 徹	9	大西 忠男
		6	中村 栄一	5	植村 洋	9	佐々木俊樹	2	久保 暁寛
		1	岩崎 正悟	1	東 喜康				
第3区	4名	15	仲 芳秀	3	森本 敏之	9	橋本 正	1	古田 幸生
第4区	9名	12	小倉 武行	12	奥村 典生	8	伊藤 太	2	中瀬 幸志
		11	濱田 一宏	11	藤田 和衛	5	西 謙一	8	大藤 恒嗣
		1	東 秀昭						
第5区	2名	13	田崎 禧之	2	畑中 紀之				
第6区	6名	3	丸山 喜好	3	上岡 稔明	10	田中 衛	6	宇田 正明
		5	中村 レイ						
第7区	24名	7	水谷 忠次	7	奥村 晋也	9	植松千代一	7	藤野 直知
		8	喜多 眞義	3	山本 幸成	7	尾上 壽一	7	奥山 逸
		7	中村 俊三	7	西村 俊二	7	中村 彰利	7	小津 正裕
		7	赤井 克彦	6	玉井 健彦	7	樋口 泰生	4	加藤 毅郎
		6	中井 修	6	大西 正義	5	武村 仙博	1	濱田祐紀央
		4	高階 泰樹	1	藤村 達司	1	井谷 雅史		
第8区	13名	4	山口 哲正	3	森岡 高人	3	瀧本 吉也	13	門 昇
		8	和田 憲明	7	榎本 正一	2	向井 浩高	6	礪屋 忠義
		4	笠松 晃	4	鈴木 衛	4	中平 哲男	2	橋屋 正史
		1	中濱 圭史						

(敬称略)

### 総代属性構成比

\* 総代氏名の先頭番号は総代就任回数（任期3年）を記載しております。

\* (職業別の構成) 法人代表 40%・個人事業主 25%・個人 35%

\* (業種別の構成) 卸小売 30%・無職 33%・建設 10%・サービス 13%・その他 14%

\* (年代別構成) 50才未満 7%・50才代 9%・60才代 28%・70才代 41%・80才以上 15%

## 第76期通常総代会の決議事項

令和6年6月18日開催の第76期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案通り承認可決されました。

### 報告事項

第76期（令和5年度）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

### 決議事項

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | 第76期剰余金処分案承認の件      |
| 第2号議案 | 総代選任のための銓衡委員選出の件    |
| 第3号議案 | 所在不明会員の除名処分の件       |
| 第4号議案 | 監事任期満了に伴う選任の件       |
| 第5号議案 | 非常勤理事退任に伴う退職慰労金贈呈の件 |
| 第6号議案 | 役員賞与支給の件            |

## 紀北信用金庫と地域社会

～地域社会の再生・活性化をめざして～

### 当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、東紀州地域を事業区域として76年、地元の中小企業者や住民が会員となり、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預りした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行なって、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、地域の事業先の販路拡大や事業承継など伴走型支援により、広く地域社会に貢献し、また、地域の活動などにも積極的に参加するなど、地域の活性化に取り組んでおります。

### 預金積金に関する事項（地域からの資金調達の状況）

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

令和5年度は、福祉定期預金や退職金定期預金、年金優遇定期預金など特別金利での商品をご提供して参りました。なお、この他に当金庫で取扱っている商品については、本誌の48・49ページをご覧ください。

預金積金残高《952億円》

### 貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給の状況）

お客様からお預け入れていただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資する為に、円滑な資金供給を行なう形でお客様や地域社会に還元しております。

そして、地元中小企業の資金ニーズに迅速に応える商品として、事業活性化融資「はばたきⅢ」や低利の信用保証協会付融資等も引き続きご提供しております。

なお、この他に当金庫で取扱っている商品については、本誌の50・51ページをご覧ください。

貸出金残高《214億円》

預金積金に占める貸出金の割合《22.46%》

### 貸出金以外の運用に関する事項

当地域の経済環境は、人口減少や少子高齢化の進展、後継者不在による事業所数の減少等により、大変厳しい一年となりました。期中平残で預金積金が1億77百万円減少、貸出金が67百万円及び有価証券が14億74百万円増加、預け金は9億26百万円減少しました。日本銀行がマイナス金利を解除し利上げを実施したことから市場金利は上昇傾向にあります。リスクを考慮しながら余資の運用を致しました結果、有価証券の期末残高は24百万円減少して589億28百万円、預け金が14億38百万円減少して209億円となりました。

なお、有価証券の運用については、安全性第一を心掛けております。

余資運用残高《804億円》

※余資とは運用資金から貸出金を減額した金額です。

### 今期決算に関する事項

当金庫営業エリア内では、人口減少や少子高齢化の進展による景気低迷の続く厳しい経済情勢において、個人への生活資金支援ローンをはじめ、教育ローンや住宅ローンの取組みを強化して参りましたが貸出金は対前期末2億73百万円減少となりました。貸出金利息は、貸出利回りを維持し期中平残が67百万円増加したことから、対前期1百万円の増加となりました。有価証券は、有価証券利回りは低下しましたが、期中平残が14億74百万円増加したことから有価証券利息は7百万円増加しました。保有有価証券の一部減損処理を実施しましたが、一層の合理化・効率化を推進した結果、業務純益は対前期63百万円減少の1億14百万円を計上しました。今後も「安心と信頼」のさらなる向上に努めて参ります。

## ①地域貢献活動の取組

地域で活動することに感謝し、地域活性化の一助として、地元の祭り、地元の各種イベント、社会奉仕活動、社会福祉活動に積極的にボランティア参加しております。また、地域事業者の各種課題解決に向け各種取組みを実施しております。

### 令和5年度の主な取組み

令和5年6月	信用金庫の日清掃活動
令和5年7月	こだわり商品展示会への出展協力
令和5年8月	三重県スタートアップ支援プラットフォーム入会 「こどものみらい古本募金」の取扱開始
令和5年9月	地域事業者伴走型支援事業「商品ブラッシュアップⅠ」開催
令和5年10月	地域事業者伴走型支援事業「商品ブラッシュアップⅡ」開催 「三重県内の中小企業・小規模企業に対する財務改善に向けた伴走支援の業務連携・協力に関する覚書」を三重県信用保証協会と締結 しんきんビジネスマッチング ビジネスフェア 2023 への出展協力
令和5年11月	小学生書道展の開催 おわせ海山ツデーウォークへの参加
令和5年12月	「脱炭素社会実現に向けた連携協定」を環境省中部地方環境事務所と締結 東紀州おわせ選抜少年野球大会紀北しんきんカップの後援 尾鷲市子育てハッピーワークinにゃんにゃん王国への参加 尾鷲中学校での金融経済講座開催
令和6年2月	三重紀北海・山こだわり市のスタッフとしてボランティア参加 紀北しんきんカップ少年サッカー大会の後援 尾鷲高校キャリア教育講演会への参加 スーパーマーケットトレードショーへの出展協力
偶数月実施	振込め詐欺撲滅キャンペーン（全店実施）
毎月11日実施	三重県警認定「子ども安全・安心の店」によるこども見守り活動
日常業務で実施	尾鷲市及び紀北町の高齢者等見守り活動



しんきんビジネスマッチング  
ビジネスフェア 2023



振込め詐欺撲滅運動





東紀州おわせ選抜少年野球大会  
紀北しんきんカップ



紀北しんきんカップ少年サッカー大会



こだわり商品展示会



尾鷲中学校金融経済講座

②中小企業に適した資金供給手法の徹底

中小零細企業に対する円滑な資金供給への取組み

令和5年5月より、新型コロナウイルス感染症の位置付けが、5類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつあります。一方で物価高騰や人手不足の影響及び事業承継問題等により、多くの経営課題に直面し、厳しい状況下に置かれている事業者が数多く存在しており、当地域の経済情勢は、依然として低迷状態が続いています。

かかる中で、今年度も低利・固定金利の信用保証協会融資及び担保・保証に依存しない「はばたきⅢ」を主力商品として、地元の中小零細企業と取引きを推進し、地域経済の復活に向け積極的に推進セールスを展開しました。

さらに、コロナ禍以降、売上の減少している事業者に対し、信用保証協会等と緊密に連携し、事業者等の資金繰り支援や返済条件の緩和等、迅速かつ積極的に取り組みました。

令和5年度の取組実績は下記の通りとなりました。

信用保証協会付融資及び「はばたきⅢ」	令和5年度実績	先数	125先
		融資金額	4億91百万円

## 中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況

### ①中小企業・小規模事業者の経営支援に関する取組方針

当金庫は、地域金融の円滑化に向けて、全力で地域の中小企業及び個人のお客様を応援します。当地域経済の状況は、コロナ禍を乗り越えたものの、物価高騰や人手不足の影響等により、依然として厳しい状況が続いており、未だ回復の兆しは見ておりません。

かかる中で、地域金融機関として、中小企業や個人事業者のお客様に対して安定した資金供給の継続と経営改善が必要なお客様には、積極的に支援することが当金庫の最大の責務であると認識しております。当金庫はお客様の必要とする返済条件の緩和や経営改善支援について、資金の提供や返済条件の変更のみならず、お客様の抱えている問題点を十分把握した上で、その解決に向けた経営相談や経営支援策について、外部支援を含め全力で取組む方針です。

### ②中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

本部融資部を経営支援の責任部署及び業務部地域サポート課をサポート部署とし、各営業店の部店長・融資担当・渉外担当を経営相談・経営支援の担当部署とした経営支援チームにより、経営改善を必要とする地域の中小企業及び小規模事業者のお客様に積極的なご支援をさせていただきます。また、(財)三重県産業支援センターや三重県信用保証協会等の外部支援先や各種補助制度の活用等についても、必要に応じてご相談させていただきます。ご遠慮無く当金庫担当者及び窓口までご連絡ご相談下さい。時間外でのご相談についても、事前に各取引店に、ご連絡頂ければ出来る限りの対応をさせていただきます。

### ③中小企業の経営支援に関する取組状況

#### a 創業・新規事業開拓支援

当地域での創業・新規事業が極めて限られた中、令和5年度は8先・2億18百万円の開業支援融資を実施しました。

#### b 成長段階における支援

地元事業者の販路拡大支援事業として、当金庫独自のWeb商談会を実施し、9先の事業者が参加しました。また、令和5年度東海地区信用金庫協会主催の「ビジネスフェア2023」に2先の事業者が参加しました。

#### c 経営改善・事業再生・業種転換等

令和5年度は、抽出した21先に対し、継続的な経営支援・相談を実施しております。

### ④地域の活性化に関する取組状況

令和5年度も地元商店会が実施しているスタンプ事業(紀北町・尾鷲市・熊野市)に加盟店として参加するなど、地元商店会等の活性化に向けた取組を継続して応援しております。  
[返済条件緩和等の支援及び事業承継の支援]

中小企業等金融円滑化法は平成25年3月末で終了しましたが、返済条件緩和等は継続して実施しております。

円滑に事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図れるよう、事業承継に対する支援が国を挙げて取り組まれておりますが、当地域においても事業承継問題は喫緊の課題となっております。そこで、積極的に支援していくため、地元の商工会議所・商工会や(財)三重県産業支援センター等と連携を図り、事業承継に関する相談や情報提供を行い支援しております。

## ⑤「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

令和5年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は100件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は31.44%です。

### 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。  
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以 上



## 伴走型支援に係る取組状況

当金庫が地域金融機関として地域に必要とされ、存在感を発揮していくためには、地域の経済や雇用を支える地域事業者毎の課題を共有して、付加価値の高い課題解決型による本業支援を実施し、地域経済社会の活性化に貢献していくことが不可欠です。

地域事業者の販路拡大を支援するため、令和3年4月から、尾鷲市役所および尾鷲商工会議所等と連携して、「地域事業者伴走型支援事業」を開始。また、当金庫と尾鷲市役所および尾鷲商工会議所は、相互の連携協力により尾鷲市の地域経済を発展させることを目的として、地域経済活性化包括連携協定を締結しました。

当金庫としては、パートナーシップのもとで本事業を主催し、伴走型による本業支援（地域事業者の課題等に応じた販路拡大支援および商品ブラッシュアップ支援等）に注力してまいります。

さらに、販路拡大支援以外にも、地域事業者への伴走型による支援として、外部専門機関との連携等も活用しながら、補助金・助成金申請支援や事業承継支援にも積極的に関与していくことで、地域事業者の課題解決に取り組んでまいります。

「首都圏バイヤー等との事業所訪問」の様子



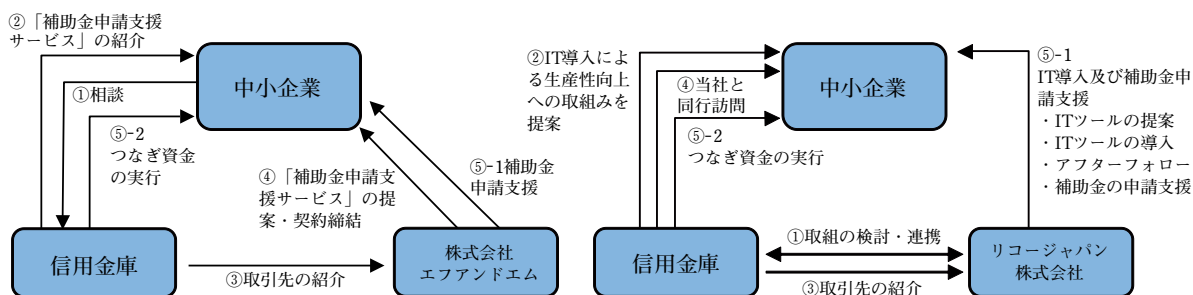
「スーパーマーケット・トレードショー出展」の様子



## 外部連携機関との提携契約の締結（①株式会社エフアンドエム、②リコージャパン株式会社）

当金庫では、当金庫取引先の課題解決手段の1つとして、各種補助金・助成金等の申請支援を行っています。株式会社エフアンドエムと、リコージャパン株式会社と提携契約を締結し、補助金申請支援に係る体制を強化しております。

本提携契約により、当金庫取引先が「ものづくり補助金」や「IT導入補助金」等の各種補助金等の申請を行うにあたって、両社のノウハウやアドバイス等を受けることが可能となっております。



【(株)エフアンドエムとの連携スキーム】

【リコージャパン(株)との連携スキーム】

## Ⅱ

# 金庫の主要な事業の内容

### 当金庫の事業内容

1. 預金又は定期積金の受入
2. 会員に対する資金の貸付け
3. 会員のためにする手形の割引
4. 法令の定めるところによる地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対する資金の貸付け及び手形の割引
5. 為替取引
6. 上記1～5の業務に付随する債務の保証又は手形の引受けその他信用金庫業務に付随する業務
7. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記6により行う業務を除く）
8. 担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により信用金庫が営むことのできる業務
9. その他前各号の業務に付帯又は関連する業務



紀北信用金庫のホームページは  
更に充実しています。  
どうぞご覧ください。

ホームページアドレス  
<https://www.shinkin.co.jp/kihoku/>



## Ⅲ

# 金庫の事業の運営に関する事項

## コンプライアンス体制

コンプライアンス（法令等遵守）とは当金庫または当金庫の役職員が法令、省令、通達その他ガイドラインに従った業務を行うこと、取引上の契約に違反しないこと、また、当金庫内においても役職員が内部規程に従った仕事を行うことであります。

当金庫では社会的責任と公共的使命を全うし、地域における信頼性を高めるために、コンプライアンスを経営の重要課題として位置付け「紀北信用金庫行動綱領」を制定し、コンプライアンス規程を全役職員が勉強しております。

### 紀北信用金庫行動綱領

（信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任）

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

（質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献）

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

（法令やルールの厳格な遵守）

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

（地域社会とのコミュニケーション）

4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

（従業員の人権の尊重等）

5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

（環境問題への取組み）

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

（社会貢献活動への取組み）

7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

（反社会的勢力との関係遮断）

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

# リスク管理体制

金融機関の業務が複雑、多様化している今日、その業務のあらゆる部門でリスクが存在しております。当金庫においても自己責任体制の充実を図るため、リスク管理を徹底し、その分類や防止対策等の総合的な体制を定め、組織的、合理的な運営を遂行しております。

このことが当金庫の経営基盤の確立と健全性確保に寄与し、ひいては地域社会に貢献することとなります。以下、主なリスク管理について記します。

## ①経営管理

当金庫業務の健全性、適切性を確保し、信用の維持及び顧客の保護を確保するとともに、金融の円滑化を図るための業務全般の法令遵守やリスク管理を行なうことです。「内部管理に係る基本方針」を制定しております。

## ②法令遵守

法令等（関係法令、内部規程、通達等）遵守態勢の整備・確立は、当金庫業務の健全性及び適切性を確保するため重要であり、経営方針・コンプライアンス規程等に基づき、信用の維持・確保に努めております。

## ③顧客保護等管理

顧客保護等（顧客説明、苦情・相談、顧客情報漏洩等）管理の整備・確立は、顧客保護、利便性向上及び当金庫の健全性・適切性の観点から重要であり、経営方針の重点課題として取組んでおります。

## ④統合的リスク管理

自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中、銀行勘定金利リスク等）も含めた各種リスク（信用・市場・オペレーショナルリスク等）を総体的に捉え、自己資本と比較・対照することにより自己管理型のリスク管理として具体的な計数管理を行なっております。

## ⑤自己資本管理

自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行い、直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保します。当金庫の健全性を確保するための重要課題であります。

## ⑥信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化により、資産（オフ・バランス含む）の価値が減少ないし消滅して当金庫が損失を被るリスク。融資審査及び管理の充実、自己査定 of 厳正な運用を期すため研修会等を行い、不良債権防止に努めております。

## ⑦資産査定管理

資産査定とは、保有する資産を個別に検討して回収または価値の毀損の危険性の度合いにより区別することで、適正な償却・引当をするための準備作業であります。自己査定 of 厳正な運用を期すため自己査定基準を定め、適正運用に努めております。

## ⑧市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場リスク要因の変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値及び資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク。適正価格による取引を行なうとともに、当庫内部規程に基づき、厳正な運用管理に努めております。

## ⑨流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金流出により資金確保が困難になる、または著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることで損失を被る、或いは市場の混乱により市場取引が出来なくなったり、著しく不利な価格での取引を余儀なくされることで喪失を被るリスク。業務の健全性及び適切性の充実に努め、適正な流動性リスク管理を行なっております。

## ⑩オペレーショナルリスク（オペ・リスク）管理

「オペ・リスク」については、特にサイバーセキュリティ対応、一層堅確な対応継続が求められる AML / CFT 対応、自然災害への対応に着目します。サイバーセキュリティ対応については、デジタル化が急速に進展する社会において、様々なシステムがネットワークに繋がるとともに、国内外からのサイバー攻撃も高度化・複雑化するなか、そのリスクが一層高まっています。金融サービスを利用するお客さまや当金庫の安全性を確保するうえでも、定期的に平時の管理態勢やインシデント対応を見直すことが必要であります。また、AML / CFT 対応については、国際的な要請事項であることに加え、万一の場合には金融機関としての信頼性を著しく損なうことにもなりかねず、万全を期す必要があります。さらに、自然災害に関しては、これまで重点が置かれてきた地震災害等に加え、近時、頻発する豪雨災害への備えも必要になっていきます。



## 金融ADR制度への対応

### 【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店または業務部にお申し出ください。

### 【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所にお申し出があれば、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

また、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫業務部」にお尋ねください。

苦情受付窓口		
紀北信用金庫	各営業店	3ページ参照
紀北信用金庫	業務部	0597-23-2341
全国しんきん相談所		03-3517-5825

紛争仲裁機関	
東京弁護士会	03-3581-0031
第一東京弁護士会	03-3595-8588
第二東京弁護士会	03-3581-2249

## 反社会的勢力に対する基本方針

**私ども紀北信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。**

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る取組みについて

### マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

紀北信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

#### 1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

#### 2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

#### 3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点からリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

#### 4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

#### 5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

#### 6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

#### 7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

#### 8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に行い、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

#### 9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。



出典:マネー・ローンダリング対策!金融機関からの「お客様情報」や「お取引目的」の確認にご協力ください  
(政府広報オンライン) (<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202203/1.html>)



## 「金融商品に係る勧誘方針」

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## ご融資関連のご説明について

ご融資関連のお取引契約（担保差入及び保証人を含む）の締結や継続にあたって、その契約内容についてお客様の十分な理解を得ることと、リスクにかかる必要な情報を的確に提供した上で、お客様に納得して頂くようご説明させていただいております。

もし、当金庫担当者の説明不足で納得できない場合は、ご遠慮なく申し出ていただき、十分ご理解した上で契約締結していただきますようお願い申し上げます。



## 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. **個人情報とは**  
本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- （1）身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ  
＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- （2）国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号  
＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

### 2. 個人情報等の取得・利用について

#### （1）個人情報等の取得

○ 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取扱することはできません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報等の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関等のお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

- お客様の個人情報は、
  - ① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
  - ② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
  - ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
  - ④ 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
  - ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

#### （2）個人情報等の利用目的

○ 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

○ お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

- A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的（業務内容）
- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
  - ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
  - ③ その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

#### （利用目的）

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 互信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合は、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

#### （法令等による利用目的の限定）

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

#### B. 個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧ 預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

#### （3）ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

### 3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

### 4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

### 5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- （1）個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- （2）取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- （3）個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれ把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- （4）個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- （5）個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- （6）アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

### 6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

### 7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます。）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※ 同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供いたします。この場合、事後に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①～③の事項について、事後に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまにご依頼に応じて情報提供いたしますので申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすような場合等を除きます）。

### 8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

#### 【個人情報等に関する相談窓口】

紀北信用金庫 業務部  
住 所：〒519-3652 三重県尾鷲市古戸町12番3号  
電話番号：0597-23-2341 FAX：0597-22-4322

# IV

## 金庫の主要な事業に関する事項

### 最近の事業年度における事業の概要

#### 業績の概要

令和5年度の当地域内の経済状況は、人口減少や過疎化・高齢化も一段と進み、後継者不足など相まって、生産活動や消費活動の減退など、地域全体の資金需要が低迷しております。こうした状況の中、当金庫においては地域密着型金融の推進や取引先企業への経営改善支援など、地域活性化に向けた取組等を積極的に行っていました。その結果、後掲の業績を収めることが出来ました。

### 預金積金

令和5年の世界経済は、ウクライナ紛争や米中冷戦、パレスチナ問題の再燃など国際情勢は不穏な空気が漂う中、コロナ後の需給バランスの混乱などによって歴史的な高インフレに見舞われ、米欧を中心にインフレ抑制のため急ピッチな金利上昇を招き、エネルギー問題を抱えた欧州は1年間を通じ景気の停滞が続き、一方、景気後退を懸念された米国経済は、強い雇用と個人消費に支えられ、急激な景気後退を招くことなく、緩やかに減速させて安定成長へと移行されるものと期待されています。

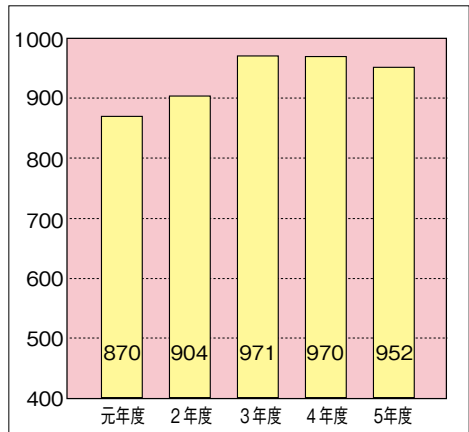
国内に目を向けると、本年3月に日本銀行がマイナス金利政策の解除という金融政策の大転換を図り、17年ぶりの利上げによって「金利のある世界」が視野に入ってきました。

政府・日銀は、賃金と物価の好循環の実現に向けて労働市場の再編や企業の成長力の強化を推し進め、長年続いた国内のデフレマインドの脱却にむけた経済政策を打ち出しており、日本社会の構造が大きく変化する中で、地域経済を支えるインフラとしての当金庫の役割は益々その重要性を増しています。

このような中、SDGs（内地域社会貢献関連）の一環とした、金利優遇商品の「年金優遇定期」や「福祉定期」、「退職金定期」の取扱いに加え、渉外活動による金融サービスを多くのお客様に提供すべく努めてまいりました。

その結果、当期末残高は952億円となりました。

預金積金の推移（単位 億円）



### 貸出金

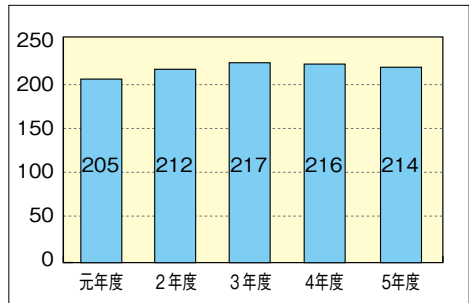
令和5年度も当地域に於いては、人口減少、少子・高齢化、後継者不足による事業所の減少といった構造的な問題から地域事業者を取り巻く環境は大変厳しい状態でした。

このような状況下、当地域の中小零細企業では、売上高の低迷が続き、設備資金や運転資金、及び個人の消費資金需要は低調に推移しました。

このような厳しい環境下、全役職員一丸となって、個人への生活資金支援ローンをはじめ、教育ローン・住宅ローンなどの消費資金の推進や事業先への資金繰り支援など、地域経済の活性化に向けて積極的に取り組んで参りました。その他にも、地域金融機関としての役割を果たすため、地域の中小零細企業に対する再生支援に向け、本業支援（販路拡大支援等）・事業承継支援・新規創業支援などの伴走型支援を実施して参りました。

その結果、当期末残高は214億円となりました。

貸出金の推移（単位 億円）

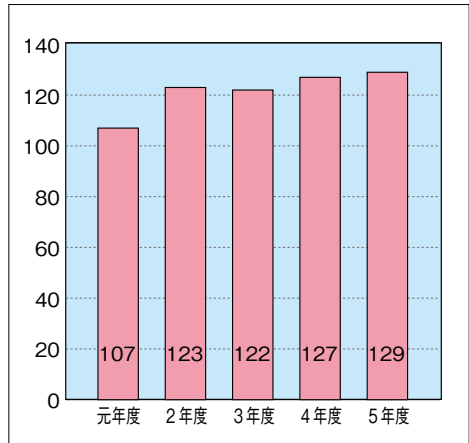


### 収益状況

収益面につきましては、貸出金平均残高が67百万円増加し、貸出金利回りが前年度と同水準であった為、貸出金利息収入は1百万円増加、有価証券では、有価証券利回りが0.01%低下しましたが、平均残高が14億75百万円増加したことから利息配当金収入が7百万円増加しました。その他業務収益は、債券売却による益出しを行いました、2百万円減少し、その結果、業務収益計で19百万円の増加となりました。臨時収益は、株式等売却益の36百万円増加等から39百万円の増加となり、その結果、経常収益は59百万円増加の11億95百万円となりました。一方、費用面では、一般貸倒引当金繰入が8百万円減少したものの、その他業務費用は保有有価証券の下落による減損処理により85百万円増加、経費でも3百万円増加したことから、業務費用計で83百万円増加しました。臨時費用は、個別貸倒引当金繰入が発生せず11百万円減少したことから、経常費用は71百万円増加の10億33百万円となりました。

以上から、経常収益11億95百万円から経常費用10億33百万円を差引いた経常利益は1億62百万円となり、固定資産の減損処理による特別損失7百万円と法人税等（含む住民税、事業税、法人税等調整額）の25百万円を差引いた、当期純利益は1億29百万円となりました。

当期純利益の推移（単位 百万円）





## 最近5年間の主要な事業の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単体自己資本比率	32.94 %	31.99 %	30.04 %	29.98 %	31.03 %
経常収益	1,228,112 千円	1,193,000 千円	1,147,991 千円	1,135,603 千円	1,195,234 千円
経常利益	162,678 千円	169,900 千円	177,735 千円	174,101 千円	162,177 千円
当期純利益	107,821 千円	123,757 千円	122,234 千円	127,027 千円	129,203 千円
預金・積金	87,045,914 千円	90,498,675 千円	97,120,320 千円	97,037,474 千円	95,275,452 千円
貸出金	20,566,201 千円	21,272,365 千円	21,781,167 千円	21,677,262 千円	21,403,664 千円
有価証券	55,472,048 千円	59,914,178 千円	59,810,418 千円	58,952,873 千円	58,928,708 千円
純資産額	11,018,348 千円	11,322,342 千円	10,754,069 千円	9,402,097 千円	9,104,082 千円
総資産額	98,356,232 千円	102,190,018 千円	108,073,180 千円	106,638,061 千円	104,579,891 千円
出資総額	288,641 千円	289,114 千円	282,455 千円	282,356 千円	282,536 千円
出資口数	577,283 (口)	578,229 (口)	564,910 (口)	564,713 (口)	565,073 (口)
配当率	4.00 %	4.00 %	4.00 %	4.00 %	4.00 %
配当金	11,539 千円	11,557 千円	11,292 千円	11,290 千円	11,296 千円
役員数	12 人	11 人	11 人	11 人	12 人
うち常勤役員数	5 人	5 人	5 人	5 人	6 人
職員数	69 人	67 人	61 人	56 人	56 人
会員数	5,270 人	5,260 人	4,749 人	4,691 人	4,654 人

## 最近2年間の事業の状況

No.1

### 業務粗利益・業務粗利益率

単位 千円

	令和4年度	令和5年度
粗利益	1,022,663	954,351
業務粗利益	1,022,663	954,351
資金運用収支(資金利益)	1,003,289	1,014,853
役員取引等利益	655	8,290
その他業務利益	18,708	△ 68,792
業務粗利益率	0.96 %	0.90 %

○業務粗利益とは、資金利益(資金の運用と調達から生ずる収支)、役員取引等利益(サービス業務から生ずる収支)、その他業務利益(その他業務から生ずる収支)の合計です。

○業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

### 業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)

単位 千円

	令和4年度	令和5年度
業務純益	177,619	114,346
実質業務純益	186,332	114,346
コア業務純益	176,560	186,752
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	176,560	186,752

○業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

○実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

○コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

コア業務純益は、実質業務純益から、国債等債券損益を除いたものです。

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、

国債等債券償却を通算した損益です。

## 受取利息及び支払利息の増減

単位 千円

	令和4年度	令和5年度	増減額
受 取 利 息	1,009,977	1,021,565	11,588
支 払 利 息	6,688	6,711	23

## 総資産経常利益率及び総資産当期純利益率

単位 %

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.16	0.15
総資産当期純利益率	0.11	0.11

○総資産経常利益率＝経常利益÷（総資産平均残高－債務保証平残）×100

○総資産当期純利益率＝当期純利益÷（総資産平均残高－債務保証平残）×100

## 総資金利鞘

単位 %

	令和4年度	令和5年度
資金運用利回り	0.95	0.96
資金調達原価率	0.86	0.87
総資金利鞘	0.09	0.09

○総資金利鞘＝資金運用利回り－資金調達原価率

## 役務取引の状況

## ○役務取引等収益

単位 千円

	令和4年度	令和5年度
受入為替手数料	29,679	30,369
その他の受入手数料	50,971	60,514
その他の役務取引等収益	—	—
合 計	80,651	90,883

○その他の役務取引等収益とは受入為替手数料・その他の受入手数料以外の、役務提供の対価の収益ですが、該当業務を取扱っておりません。

## ○役務取引等費用

単位 千円

	令和4年度	令和5年度
支払為替手数料	8,831	9,110
その他の支払手数料	3,716	4,648
その他の役務取引等費用	67,437	68,833
合 計	79,985	82,593

○その他の役務取引等費用の内訳は、しんきん保証基金及び中部しんきんカードの保証による融資に対する保証料、住宅ローン等の生命保険付融資に対する保険料等です。

## その他業務利益の内訳

単位 千円

	令和4年度	令和5年度
その他業務収益 (A)	18,729	16,689
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	9,772	13,074
国債等債券償還益	—	—
その他業務収益	8,957	3,615
その他業務費用 (B)	20	85,482
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	85,480
その他業務費用	20	2
その他業務利益 (A) - (B)	18,708	△ 68,792

## 資金運用勘定・調達勘定の平均残高

	令和4年度			令和5年度		
	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回 (%)	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回 (%)
資金運用勘定	105,939	1,009,977	0.95	105,970	1,021,565	0.96
貸出金	21,002	420,710	2.00	21,069	422,646	2.00
預け債権	23,672	31,808	0.13	22,745	35,083	0.15
買入金	843	2,737	0.32	257	1,171	0.45
有価証券	60,034	545,045	0.90	61,509	552,985	0.89
その他	387	9,675	2.49	388	9,675	2.48
資金調達勘定	97,405	6,688	0.01	97,227	6,711	0.01
預金積立	97,401	6,687	0.01	97,224	6,709	0.01
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
借入金	—	—	—	—	—	—
その他	4	0	0.00	3	1	0.04

## 経費の内訳

単位 千円

	令和4年度	令和5年度
人件費	562,568	566,187
報酬給料手当	436,395	461,481
退職給付費用	47,122	18,696
その他	79,050	86,009
物件費	257,850	255,604
事務費	109,402	101,003
旅費・交通費	788	868
通信費	9,309	9,146
事務機械賃借料	1,502	1,389
事務委託費	67,476	63,920
事務用品費	10,745	7,200
備品費	3,657	5,296
給水光熱費	11,658	8,988
図書費	613	671
調査法務費	1,481	1,464
会議費	172	257
事務雑費	1,996	1,799
固定資産費	45,440	52,392
土地建物賃借料	3,829	3,840
営繕費	2,018	6,759
修繕費	243	224
保全管理費	30,943	33,321
自動車費	2,903	2,772
保険費	5,502	5,266
固定資産雑費	—	207
事業費	25,583	26,934
広告宣伝費	8,576	9,250
交際費	2,436	2,605
寄贈費	1,261	243
諸業費	4,478	4,689
事業雑費	8,830	10,145
人事厚生費	8,080	7,877
有形固定資産償却	49,068	50,470
無形固定資産償却	6,153	2,701
預金保険料	14,121	14,225
税金	27,046	31,240
合計	847,464	853,032



## 預金に関する指標

### ○預金科目別残高

単位 百万円

	令和4年度		令和5年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	1,796	1.85%	1,745	1.83%
普通預金	34,225	35.27%	34,990	36.72%
貯蓄預金	3	0.01%	5	0.01%
通知預金	220	0.23%	0	0.00%
別段・納税準備預金	329	0.34%	351	0.37%
定期預金	56,460	58.18%	54,851	57.57%
(固定金利定期預金)	(56,405)	(58.13%)	(54,803)	(57.52%)
(変動金利定期預金)	(55)	(0.06%)	(48)	(0.05%)
(規制金利定期預金)	(-)	(-)	(-)	(-)
定期積金	4,004	4.12%	3,333	3.50%
合計	97,037	100.00%	95,275	100.00%

全体で17億62百万円減少いたしました。

### ○流動性預金・定期性預金・その他預金の平均残高

単位 百万円

	令和4年度		令和5年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	34,827	35.75%	37,210	38.27%
定期性預金	62,574	64.25%	60,014	61.73%
譲渡性その他の預金	-	-	-	-
合計	97,401	100.00%	97,224	100.00%

平均残高は、毎日の残高累計を年間日数で割り算した1日当たりの金額です。

### ○職員1人当たり預金残高

単位 百万円

	令和4年度	令和5年度
職員1人当たり預金残高	1,732	1,701

令和5年度の職員数は56名で前年度より増減なく、預金残高が17億62百万円減少したため、31百万円減少いたしました。

### ○1店舗当たり預金残高

単位 百万円

	令和4年度	令和5年度
1店舗当たり預金残高	13,862	13,610

預金残高が17億62百万円減少したことにより2億52百万円減少いたしました。

## 貸出金等に関する指標

No.1

### 貸出金科目別残高

単位 百万円

	令和4年度	令和5年度
	残高	残高
割引手形	0	5
手形貸付	2,068	1,835
証書貸付	18,169	18,165
当座貸越	1,438	1,396
合計	21,677	21,403

### 貸出金科目別平均残高

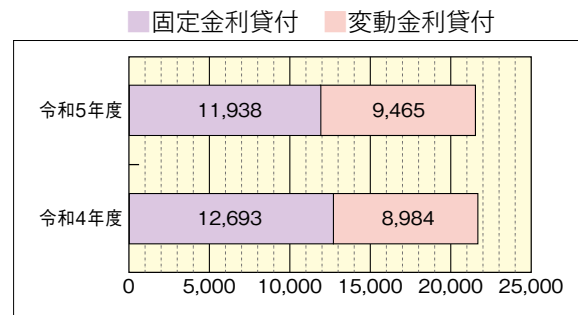
単位 百万円

	令和4年度	令和5年度
	平均残高	平均残高
割引手形	3	2
手形貸付	1,912	1,859
証書貸付	17,922	18,025
当座貸越	1,164	1,182
合計	21,002	21,069

### 固定金利・変動金利別貸出金残高

単位 百万円

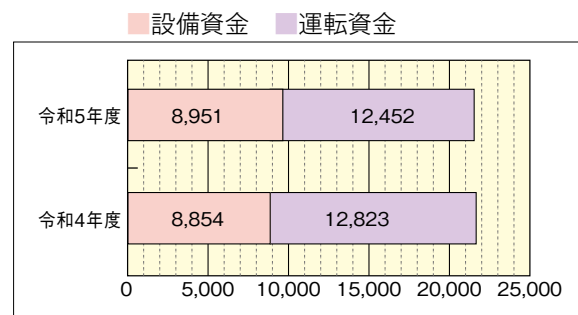
	令和4年度	令和5年度
	残高	残高
固定金利貸付	12,693	11,938
変動金利貸付	8,984	9,465
合計	21,677	21,403



### 用途別貸出金残高

単位 百万円

	令和4年度	令和5年度
	残高	残高
設備資金	8,854	8,951
運転資金	12,823	12,452
合計	21,677	21,403



### 預貸率の期末値・期中平均値

単位 %

		令和4年度	令和5年度	増減
預貸率	期末値	22.33	22.46	0.13
	期中平均値	21.56	21.67	0.11

## 担保の種類別貸出金残高

単位 百万円

	令和4年度		令和5年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	783	3.61%	650	3.04%
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	3,403	15.70%	3,596	16.80%
その他の	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	7,174	33.09%	7,170	33.50%
保証	2,215	10.22%	2,061	9.63%
信用	8,101	37.37%	7,924	37.02%
合計	21,677	100.00%	21,403	100.00%

## 担保の種類別債務保証見返額

単位 百万円

	令和4年度		令和5年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	0	0.00%	0	0.00%
保証	0	0.00%	0	0.00%
信用	2	100.00%	2	100.00%
合計	2	100.00%	2	100.00%

業種別貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

単位 百万円

単位 百万円

業種区分	令和4年度		業種区分	令和5年度	
	貸出金 残高	構成比		貸出金 残高	構成比
製 造 業	829	3.8%	製 造 業	807	3.8%
農 業 ・ 林 業	250	1.2%	農 業 ・ 林 業	246	1.1%
漁 業	149	0.7%	漁 業	131	0.6%
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	鉱業・採石業・砂利採取業	—	—
建 設 業	1,767	8.2%	建 設 業	1,527	7.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	19	0.1%	電気・ガス・熱供給・水道業	17	0.1%
情 報 通 信 業	—	—	情 報 通 信 業	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	440	2.0%	運 輸 業 ・ 郵 便 業	410	1.9%
卸 売 業 ・ 小 売 業	2,392	11.0%	卸 売 業 ・ 小 売 業	2,364	11.0%
金 融 業 ・ 保 険 業	3,153	14.5%	金 融 業 ・ 保 険 業	3,347	15.6%
不 動 産 業	809	3.7%	不 動 産 業	794	3.7%
物 品 賃 貸 業	—	—	物 品 賃 貸 業	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	94	0.4%	学術研究・専門・技術サービス業	89	0.4%
宿 泊 業	136	0.6%	宿 泊 業	102	0.5%
飲 食 業	296	1.4%	飲 食 業	250	1.2%
生活関連サービス業・娯楽業	103	0.5%	生活関連サービス業・娯楽業	101	0.5%
教 育 ・ 学 習 支 援 業	5	0.0%	教 育 ・ 学 習 支 援 業	4	0.0%
医 療 ・ 福 祉	1,849	8.5%	医 療 ・ 福 祉	1,928	9.0%
そ の 他 の サ ー ビ ス	961	4.4%	そ の 他 の サ ー ビ ス	1,108	5.2%
小 計	13,257	61.2%	小 計	13,231	61.8%
地 方 公 共 団 体	1,073	4.9%	地 方 公 共 団 体	993	4.6%
個人（住宅・消費・納税資金等）	7,346	33.9%	個人（住宅・消費・納税資金等）	7,178	33.5%
合 計	21,677	100.0%	合 計	21,403	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 有価証券に関する指標

### 商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

### 有価証券種類別平均残高

単位 百万円

	令和4年度		令和5年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	10,657	17.75%	10,983	17.86%
地方債	8,024	13.37%	8,044	13.08%
短期社債	—	—	—	—
社債	23,905	39.82%	24,708	40.17%
株式	356	0.59%	308	0.50%
外国証券	8,245	13.73%	8,627	14.03%
投資信託	8,828	14.71%	8,819	14.34%
その他の証券	17	0.03%	17	0.03%
合計	60,034	100.00%	61,509	100.00%

### 預証率の期末値・期中平均値

単位 %

	令和4年度	令和5年度	増減
預証率 期末値	60.75	61.85	1.10
預証率 期中平均値	61.63	63.26	1.63

### 有価証券の残存期間別残高

#### 令和4年度

単位 百万円

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	303	1,118	218	221	220	8,583	—	10,664
地方債	150	1,211	806	1,109	909	3,673	—	7,860
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,358	4,499	4,790	3,145	4,125	5,933	—	23,852
株式	—	—	—	—	—	—	380	380
外国証券	399	484	195	191	921	872	4,878	7,942
投資信託	—	—	174	4,556	918	—	2,578	8,227
その他の証券	—	4	—	—	—	—	19	23

#### 令和5年度

単位 百万円

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	401	706	428	0	323	8,587	—	10,446
地方債	345	1,113	1,002	1,037	848	3,464	—	7,811
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	2,343	5,055	4,855	3,565	3,215	5,122	—	24,156
株式	—	—	—	—	—	—	379	379
外国証券	99	699	197	295	739	874	5,087	7,993
投資信託	—	84	1,997	3,349	38	—	2,646	8,116
その他の証券	1	—	—	2	—	—	19	23

## 有価証券の時価等情報

### 1. 売買目的有価証券

現在当金庫では該当有価証券の運用は行っておりません。

### 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

単位 百万円

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	400	427	27	400	425	25

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。

### 3. その他有価証券で時価のあるもの

単位 百万円

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	304	243	60	371	229	142
	債券	16,037	15,587	450	12,895	12,636	258
	国債	3,658	3,502	156	2,676	2,600	75
	地方債	2,815	2,726	88	2,828	2,768	59
	社債	9,563	9,357	205	7,390	7,267	123
	その他	3,353	3,113	239	3,885	3,589	296
	小計	19,695	18,945	750	17,152	16,454	697
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	71	80	△ 8	4	4	0
	債券	26,340	27,290	△ 950	29,519	30,957	△ 1,437
	国債	7,005	7,390	△ 384	7,770	8,462	△ 691
	地方債	5,045	5,241	△ 195	4,983	5,260	△ 276
	社債	14,289	14,659	△ 370	16,765	17,235	△ 469
	その他	12,436	13,867	△ 1,430	11,844	13,316	△ 1,472
	小計	38,849	41,238	△ 2,389	41,368	44,279	△ 2,911
合計		58,544	60,183	△ 1,638	58,520	60,734	△ 2,213

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。

### 4. 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

その他有価証券の非上場株式 令和4年度 4百万円 令和5年度 4百万円  
その他証券 令和4年度 4百万円 令和5年度 4百万円

### 5. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの

現在、該当株式はございません。

## 商品有価証券及び有価証券の含み損益

単位 百万円

	令和5年3月末			令和6年3月末		
	簿価 (A)	時価 (B)	含み益B-A	簿価 (A)	時価 (B)	含み益B-A
債券	46,078	45,469	△ 608	46,561	45,347	△ 1,213
株式	328	380	52	238	379	141
その他	14,185	13,130	△ 1,054	14,343	13,227	△ 1,115
合計	60,591	58,980	△ 1,611	61,142	58,954	△ 2,188

### 金銭の信託

余裕資金運用のひとつで、資金を信託、並びに保有している有価証券等の資産を信託運用した場合の信託受益権を処理する勘定です。当金庫では該当信託の運用は行なっておりません。

### 規制第15条の3第5号に掲げる取引

#### ◆金融先物取引等

先物取引とは、金利・通貨・債券等を「一定期日で」売買を行なう取引ですが、当金庫は該当取引は行なっておりません。

#### ◆デリバティブ取引

債券・株式・金利・通貨・商品といった原資産の価格又は指標動向を対象とする先物・スワップ・オプションなどいわゆる金融派生商品の取引です。当金庫では該当取引は行なっておりません。

#### ◆先物外国為替取引

将来の特定の時点において適用する相場を予め定めておく外国為替取引です。

当金庫では該当取引は行なっておりません。

#### ◆有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

当金庫では該当取引は行なっておりません。

#### ◆外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引

当金庫では該当取引は行なっておりません。



## V

## 自己資本の充実の状況等

## 1. 自己資本の構成に関する事項

## 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、過去の利益の積み上げによるもの以外のものは、ほとんどが地域のお客様による出資金が該当いたします。

## 単体自己資本比率

単位 百万円

項 目	令和4年度	令和5年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,576	10,694
うち、出資金及び資本剰余金の額	282	282
うち、利益剰余金の額	10,305	10,423
うち、外部流出予定額 (△)	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	16	19
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	16	19
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,593	10,714
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4	3
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	3
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4	3
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	10,588	10,710
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	33,287	32,456
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 435	—
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 435	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,029	2,055
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	35,317	34,511
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	29.98%	31.03%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、令和5年度の自己資本比率では31.03%と国内基準である4%を十分上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

単位：百万円

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	33,287	1,331	32,456	1,298
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	29,465	1,178	28,042	1,121
ソブリン向け	662	26	672	26
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,717	188	4,628	185
法人等向け	8,218	328	7,494	299
中小企業向け及び個人向	2,440	97	2,372	94
抵当権付住宅ローン	196	7	173	6
不動産取得等事業向け	1,310	52	1,401	56
3ヵ月以上延滞等	197	7	172	6
取立未済手形	0	0	4	0
信用保証協会等による保証付	153	6	196	7
出資等	1	0	1	0
出資等のエクスポージャー	1	0	1	0
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	11,567	462	10,925	437
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー	1,225	49	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	400	16	400	16
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	206	8	244	9
③-1. 複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産				
③-2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,049	161	4,168	166
ルック・スルー方式	4,049	161	4,168	166
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 435	△ 17	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,029	81	2,055	82
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	35,317	1,412	34,511	1,380

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナルリスク相当額を算出しております。

<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>  

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

### 3. 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「融資規程」等を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、常務会、理事会といった経営陣に対し報告する体制を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準手引」等に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

#### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R & I)
- ・株式会社日本格付研究所 (J C R)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・プアーズ・レーティング・サービス (S & P)

#### イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主要種類の期末残高

<地域別、業種別及び残存期間別>

単位 百万円

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	エクスポージャー区分		貸付コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国内	101,527	100,082	21,163	20,918	44,678	45,161			516	487
国外	6,742	6,742	0	0	1,400	1,400			—	—
地区別合計	108,270	106,825	21,163	20,918	46,078	46,561			516	487
製造業	5,441	5,970	807	779	4,401	5,048			64	63
農業、林業	187	177	187	177	—	—			140	140
漁業	187	176	187	176	—	—			37	36
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—			—	—
建設業	1,981	1,720	1,881	1,620	100	100			76	76
電気・ガス・熱供給・水道業	1,640	1,638	19	17	1,598	1,598			—	—
情報通信業	1,024	1,023	—	—	1,004	1,003			—	—
運輸業、郵便業	2,168	2,037	448	417	1,704	1,603			0	0
卸売業、小売業	3,507	3,463	2,507	2,463	1,000	1,000			72	69
金融業、保険業	33,176	31,728	3,160	3,353	6,700	6,900			—	—
不動産業	2,253	2,232	754	732	1,499	1,500			94	90
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—			—	—
学術研究、専門・技術サービス業	129	126	129	126	—	—			—	—
宿泊業	198	159	198	159	—	—			—	—
飲食業	440	364	440	364	—	—			—	—
生活関連サービス業、娯楽業	149	141	149	141	—	—			—	—
教育、学習支援業	9	8	9	8	—	—			—	—
医療、福祉	1,930	2,000	1,930	2,000	—	—			—	—
その他のサービス	2,347	2,102	1,062	1,204	1,100	767			0	—
国・地方公共団体等	27,142	27,034	1,073	993	26,069	26,040			—	—
個人	6,216	6,181	6,216	6,181	—	—			30	10
その他	18,136	18,537	—	—	899	999			—	—
業種別合計	108,270	106,825	21,163	20,918	46,078	46,561			516	487
1年以下	11,472	16,855	2,020	1,968	2,206	3,183				
1年超3年以下	18,066	13,002	2,509	2,807	7,266	7,552				
3年超5年以下	8,531	10,812	2,123	1,405	5,936	6,434				
5年超7年以下	11,979	11,751	1,672	2,806	4,606	4,942				
7年超10年以下	12,999	9,918	4,734	3,835	6,314	5,233				
10年超	27,111	26,614	6,663	6,698	19,747	19,215				
期間の定めのないもの	18,109	17,870	1,438	1,396	—	—				
残存期間別合計	108,270	106,825	21,163	20,918	46,078	46,561				

- (注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 2. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。  
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。  
 ※信用リスクに関するエクスポージャー総額の平均残高は、期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため省略しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単位 百万円

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	令和4年度	8	8	—	16
	令和5年度	16	2	—	19
個別貸倒引当金	令和4年度	406	12	—	418
	令和5年度	418	—	7	410
合計	令和4年度	415	20	—	435
	令和5年度	435	2	7	430

ハ. 個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単位 百万円

	個別貸倒引当金			貸出金償却	
	期末残高			令和4年度	令和5年度
	令和4年度	令和5年度	増減額		
製造業					
農業、林業					
漁業					
鉱業、採石業、砂利採取業					
建設業					
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業					
運輸業、郵便業					
卸売業、小売業					
金融業、保険業	364	359	△4	—	—
不動産業					
物品賃貸業					
学術研究、専門・技術サービス業					
宿泊業					
飲食業					
生活関連サービス業、娯楽業					
教育、学習支援業					
医療、福祉					
その他のサービス					
国・地方公共団体等	—	—		—	—
個人	54	51	△3	—	—
合計	418	410	△7	—	—

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

また、業種別で表示すると特定の取引先名が判別できる恐れがあるため、業種別で記載していません。

※この開示は、「期首残高」及び「当期減少額」の内訳（「目的使用」、「その他」）は省略しております。

※業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位 百万円

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	30,701	—	29,326
10%	—	7,685	—	8,153
20%	3,702	26,427	4,501	25,415
35%	—	561	—	494
50%	8,506	30	8,707	29
75%	—	2,417	—	2,329
100%	2,500	12,059	2,112	11,610
150%	—	381	—	367
250%	—	367	—	386
350%	—	—	—	0
その他	—	13,618	—	13,777
合計		108,958		107,211

(注) 1. 当金庫は適格格付機関から格付が付与されている信用供与先はございません。

2. 有価証券のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関はR & I、JCR、Moody's、S & Pです。

3. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しております。



## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、貸出金取引等による信用リスクを軽減する手法をいい、預金、不動産、有価証券担保や保証などが主なものです。当金庫は貸出金等の案件に対しては資金使途、財務内容、返済財源等を総合的に勘案して決済しておりますが、場合により担保等を必要とする事がありますので、その時はお客様の承諾を得たうえで契約していただいております。具体的には下記を参考にしてください。

### (1) 貸出金と当金庫預金との相殺についての方針及び取引の種類・範囲

通常の場合の相殺は期限の利益を喪失して相殺適状になった場合やお客様と当金庫が合意した場合に預金と貸出金等を相殺しております。なお、預金利息や貸出金利息も相殺の対象としております。

### (2) 主な担保の種類

現在当金庫が採用している担保の主なものは次のとおりです。

- ①当金庫預積金（主に定期預金、定期積金）
- ②不動産（主に土地、建物）
- ③有価証券（主に上場株式）

### (3) 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

上記に記した担保の種類別の評価、管理方針等の主なものは次のとおりです。

①当金庫預積金	預積金の残高及びその利息が対象となり評価は100%です。 担保差入証と預金証書を差入れていただきます。但し、定期積金証書はお客様保管です。
②不動産	抵当物件の評価は、固定資産評価証明書、相続税路線価等を基に行います。ただし、状況により売買事例等を参考にいたします。また、第三者対抗要件として担保物件の登記をしていただきます。
③有価証券	貸出金事務取扱規程等に則り適切な取扱い及び評価・管理を行っております。

### (4) 主な保証の種類

現在当金庫が保証として認めている主なものは次のとおりです。

①保証人（個人、法人）	一般的な保証制度です。
②三重県信用保証協会	事業資金を対象としており内容により保証範囲が変わります。
③しんきん保証基金	主に個人ローンを対象としたもので100%保証です。
④中部しんきんカード	主に個人を対象としたもので100%保証です。
⑤全国保証	住宅ローンを対象としており100%保証です。
⑥オリエントコーポレーション	主に個人ローンを対象としたもので100%保証です。
⑦信金ギャランティ	主に個人を対象としたもので100%保証です。

### (5) 信用リスクの集中に関する情報

当金庫では信用リスクの集中を避けるため、事業資金について法的な最高限度のほか自主的に最高与信限度（総与信額－預金担保額－信用保証協会保証額）を定めております。

### (6) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位 百万円

ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	
①地方公共団体向け	—	—	—	—	/
②金融機関向け	—	—	—	—	
③法人等向け	50	155	793	921	
④中小企業等・個人向け	548	487	3,375	3,330	
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	
⑥不動産取得等事業向け	—	—	—	—	
⑦三月以上延滞等	—	—	0	0	

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(注) 2. 当金庫は、クレジット・デリバティブに該当するものではありません。



## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

### ①保有する証券化エクスポージャー額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

単位 百万円

	令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	677	—	809	—
リース料・割賦債権等	677	—	809	—

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

### ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごと残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

単位 百万円

リスクウェイト区分	令和4年度		令和5年度	
	エクスポージャー残高	所要自己資本額	エクスポージャー残高	所要自己資本額
15%～50%未満	677	8	809	9
合計	677	8	809	9

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

### ③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ありません。

## 7. 出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当いたします。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び一定の株価等の下落を想定し発生する予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況について経営陣に報告するとともに投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券運用管理基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「自己査定の手引」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表等を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「金融商品の時価会計に関する規程」等及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

単位 百万円

区 分		その他有価証券で時価のあるもの				
		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額		
					うち益	うち損
上 場 株 式 等	令和4年度	946	1,068	122	147	25
	令和5年度	874	1,103	229	242	12
非 上 場 株 式 等	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
合 計	令和4年度	946	1,068	122	147	25
	令和5年度	874	1,103	229	242	12

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

(注) 投資信託の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等に含めて表示しております。

(注) その他の証券の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等に含めて表示しております。

### ロ. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

子会社及び関連会社はございません。

### ハ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位 百万円

	令和4年度	令和5年度
売 却 益	20	50
売 却 損	0	0
償 却	6	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単位 百万円

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	8,825	8,843
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## 9. 金利リスクに関する事項

### リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動により損失を被ることや、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる体制としております。

当金庫は、金利リスクを重要なリスクの一つと認識し、一定の金利ショックを想定した場合の預金・貸出金・有価証券等の金利リスクの計測を毎月実施し、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

### 金利リスクの算定方法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIに関する事項

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は、2.5年です。
- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の最長の金利更改満期は5年です。
- ・流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ・固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提は、通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
- ・算定の前提となる割引金利にはスプレッド及びその変動は考慮していません。
- ・内部モデルは使用しておらず、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提は、該当ありません。
- ・令和5年度の△EVEは5億58百万円、△NIIは25百万円減少しました。これは有価証券残高の減少が主な要因です。
- ・内部モデルは使用しておらず、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提は、該当ありません。
- ・重要性テスト（金利リスク/自己資本の額）の結果は基準値である20%を上回りましたが、金利リスクに対し必要な自己資本を確保していると考えております。

当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明  
△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、BPV法による計測を行っております。
- ・金利リスク計測の前提及びその意味  
BPV法では、金利を100BPVで計測しており、運用枠の設定やリスク余裕額を設定することにより健全性の確保に努めております。

単位 百万円

IRRBB 1：金利リスク

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	4,299	3,741	156	131				
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0				
3	スティープ化	3,592	3,184						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	4,299	3,741	156	131				
		ホ				へ			
		前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末
8	自己資本の額	10,588	10,710	10,588	10,710				

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正を受け、令和2年3月末から△NIIを開示することとなりました。

## 10. オペレーショナル・リスクに関する事項

### リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外傷的な事象により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、オペレーショナル・リスクを極小化すべきリスクと位置付け、統括部署を設置し、オペレーショナル・リスクの総合的な管理体制を整備しております。また、オペレーショナル・リスクを事務リスク、コンピュータシステムリスク、コンプライアンスに関するリスク等に分類し、オペレーショナル・リスク管理要領を定め、リスクカテゴリー毎に主管部署を設置し、確実にリスクを認識するとともに、適切な対応、報告ができる態勢を整備しております。



## 損益計算書

単位 千円

損益計算書		
	令和4年度	令和5年度
<b>経常収益</b>	1,135,603	1,195,234
<b>資金運用収益</b>	1,009,977	1,021,565
貸出金利息	420,710	422,646
預け金利息	31,808	35,083
有価証券利息配当金	545,045	552,985
その他受入利息	12,412	10,849
<b>役務取引等収益</b>	80,651	90,883
受入為替手数料	29,679	30,369
その他の役務収益	50,971	60,514
<b>その他業務収益</b>	18,729	16,689
国債等債券売却益	9,772	13,074
国債等債券償還益	—	—
その他業務収益	8,957	3,615
<b>その他経常収益</b>	26,246	66,096
貸倒引当金戻入益	—	3,513
償却債権取立益	357	336
株式等売却益	25,750	62,080
その他経常収益	138	166
<b>経常費用</b>	961,502	1,033,057
<b>資金調達費用</b>	6,688	6,711
預金利息	4,722	5,205
給付補填備金繰入額	1,965	1,504
借入金利息	—	—
その他の支払利息	0	1
<b>役務取引等費用</b>	79,985	82,593
支払為替手数料	8,831	9,110
その他の役務費用	71,154	73,482
<b>その他業務費用</b>	20	85,482
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	85,480
その他業務費用	20	2
<b>経費</b>	847,464	853,032
人件費	562,568	566,187
物件費	257,850	255,604
税金	27,046	31,240
<b>その他経常費用</b>	27,343	5,237
貸倒引当金繰入額	20,126	—
貸出金償却	—	—
株式等売却損	339	284
株式等償却	6,181	—
退職手当金	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	696	4,952
<b>経常利益</b>	174,101	162,177
特別利益	1,000	—
特別損失	1,000	7,579
<b>税引前当期純利益</b>	174,101	154,598
法人税・住民税及び事業税	57,480	44,303
法人税等調整額	△ 10,405	△ 18,908
<b>当期純利益</b>	127,027	129,203

## 剰余金処分計算書

単位 千円

剰余金処分計算書		
	令和4年度	令和5年度
<b>当期末処分剰余金</b>	276,014	283,927
繰越金(当期首残高)	148,987	154,724
当期純利益金	127,027	129,203
<b>剰余金処分量</b>	121,290	131,296
利益準備金	—	—
出資に対する配当金	11,290	11,296
特別積立金	110,000	120,000
繰越金(当期末残高)	154,724	152,630

### 剰余金処分

当期純利益の1億29百万円に繰越金(当期首残高)の1億54百万円を加えた未処分剰余金は2億83百万円となり次のように処分いたしました。

出資に対する配当金は年4.0%の割合とさせていただき、11百万円必要でございました。

また、特別積立金を1億20百万円として、残りの1億52百万円を次期繰越金といたしました。

- 1 当期純利益は税引前当期純利益－法人税・住民税及び事業税－法人税等調整額で算出しております。
- 2 法人税等調整額とは、会計上の利益と課税所得との間の差異の、税額への影響を財務諸表に反映したものです。



# 《貸借対照表の注記》(1)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 12年～39年  
その他 3年～20年
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価値については、零としております。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒引当金及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に自己査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金(前払年金費用含む)は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の提出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)

年金資産の額	1,680,937 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192 百万円
差引額	△89,255 百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金提出割合(令和5年3月) 0.0720%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金13百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金提出時の標準額との額に乗じてことで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 430百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。  
主要な区分は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額はありません。

15. 有形固定資産の減価償却累計額は974百万円であり、

16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの)であって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証返戻の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	568 百万円
危険債権額	678 百万円
三月以上延滞債権額	— 百万円
貸出条件緩和債権額	— 百万円
合計額	1,247 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は50万円であり、

18. 担保に供している資産は、為替決済及び公金事務及び国税事務取扱等の為、その他の資産15百万円及び預け金3,004百万円を日本銀行蔵入代理店事務取扱の為、有価証券200百万円差し入れております。

19. 出資1口あたりの純資産額は16,111円33銭であります。

20. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針  
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債を統制的に管理しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨債権については、為替の変動リスクに晒される為、保有していません。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理  
当金庫は、信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証と担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会や常務会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的にを行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理  
当金庫は、B P V法等によって金利の変動リスクを管理しております。日常的には経理証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理  
当金庫は、為替の変動リスクに晒されているものは、保有していません。

(iii) 金融変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規定に従い行われております。

このうち、経理証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

経理証券部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は経理証券部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引  
当金庫は、デリバティブ取引を行っておりません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報  
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であり、そのうち主たるものは、「有価証券」のうち債券であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、毎月末金利の合理的な変動幅を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあつての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあつては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合の時価は、3,147百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理  
当金庫は、統一的なリスク管理を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等については、次表には含めておりません(注2参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	百 万 円
(1) 預け金	20,900	20,858	△42	
(2) 有価証券				
満期保有有価証券	400	425	25	
その他有価証券	58,520	58,520	—	
(3) 貸出金(*1)	21,403			
貸倒引当金(*2)	△430			
	20,973	20,973	20	
金融資産計	100,794	100,798	3	
預金積金	95,275	95,286	11	
金融負債計	95,275	95,286	11	

(\*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券  
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については22.から24.に記載しております。

## 《貸借対照表の注記》(2)

### (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

#### (1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
その他の証券	4
非上場株式	4
信金中金出資金	527
その他の出資金	1
合 計	536

(\*) その他の証券、非上場株式、信金中金出資金及びその他の出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	11,704	2,985	900	700
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	400
その他有価証券のうち満期があるもの	3,184	13,961	10,192	18,845
貸出金	4,247	7,383	4,832	3,015
合計	19,135	24,329	15,924	22,960

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金	54,822	2,577	2	176

(\*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

22. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれます。以下24まで同様であります。

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	400	425	25

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	371	229	142
	債券	12,895	12,636	258
	国債	2,676	2,600	75
	地方債	2,828	2,768	59
	社債	7,390	7,267	123
	その他	3,885	3,589	296
	小計	17,152	16,454	697
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4	4	△0
	債券	29,519	30,957	△1,437
	国債	7,770	8,462	△691
	地方債	4,983	5,260	△276
	社債	16,765	17,235	△469
	その他	11,844	13,316	△1,472
	小計	41,368	44,279	△2,911
合 計		58,520	60,734	△2,213

23. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	146	56	—
債券	313	13	—
国債	213	13	—
社債	100	—	—
その他	46	5	0
合 計	506	75	0

### 24. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理は、社債52百万円、その他32百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度またはそれ以上下落した場合です。

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,686百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,289百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	貸倒引当金	93
	役員退職慰労引当金	18
	建物	5
	その他有価証券評価差額金	612
	その他	106
	繰延税金資産小計	836
繰延税金負債	評価性引当額	△17
	繰延税金負債合計	819
繰延税金負債	退職給付引当金	21
	繰延税金負債合計	21
繰延税金負債の純額		798

27. (収益認識会計基準の「表示」に関する事項)

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示していません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	— 百万円
顧客との契約から生じた債権	0 百万円
契約負債	— 百万円

## 《損益計算書の注記》

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益の金額は228円72銭です。
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、90,883千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

令和5年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、五十鈴監査法人の監査を受けております。

独立監査法人の監査報告書

謄 本

令和6年5月21日

紀北信用金庫  
理事会 御中

五十鈴監査法人  
本部・津事務所  
指定社員業務執行社員 公認会計士 中出 進也  
指定社員業務執行社員 公認会計士 船越 勇輝

〈計算書類等監査〉

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、紀北信用金庫の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第76期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

< 剰余金処分案に対する意見 >

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、紀北信用金庫の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第76期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和6年6月19日

紀北信用金庫

理事長

森浦克好

## 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権

### ○信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

単位 百万円

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証 等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和4年度	552	552	206	345	100.00%	100.00%
	令和5年度	568	568	225	342	100.00%	100.00%
危険債権	令和4年度	664	568	496	72	85.54%	43.00%
	令和5年度	678	588	520	67	86.72%	43.00%
要管理債権	令和4年度	2	0	—	0	0.00%	0.50%
	令和5年度	—	—	—	—	—	—
三月以上 延滞債権	令和4年度	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件 緩和債権	令和4年度	2	0	—	0	0.00%	0.50%
	令和5年度	—	—	—	—	—	—
小 計 (A)	令和4年度	1,219	1,120	702	418	91.87%	80.85%
	令和5年度	1,247	1,156	746	410	92.70%	81.83%
正常債権 (B)	令和4年度	20,487					
	令和5年度	20,187					
総与信残高 (A) + (B)	令和4年度	21,706					
	令和5年度	21,434					

令和5年度のリスク管理債権及び金融再生法開示債権合計は、12億47百万円となり前期末比28百万円の増加となりました。この要因は、地域金融機関として中小零細企業の健全化に向けた取り組みを行い、リスク管理債権の整理・回収に努力しましたが、当地域の景気低迷により財務内容が悪化した先や倒産・廃業した先が増加したことによるものでございます。

なお、上記記載のリスク管理債権額合計12億47百万円は、預金担保・保証機関並びに確実な不動産担保等による回収見込額や貸倒引当金を控除する前の金額で、このうち担保や保証等で保全されている額は7億46百万円あり、そのうえリスク管理債権の貸倒れに備え4億10百万円を引当しておりますので、保全合計は11億56百万円となり、リスク管理債権合計12億47百万円から保全合計を差し引いた、回収に懸念を要する債権額は91百万円となります。しかし、当金庫の自己資本額が107億10百万円ありますので、資産内容の健全性を十分維持しております。

### <参考> 自己資本の状況

単位 百万円

区 分	令和5年3月期	令和6年3月期
自己資本金	10,558	10,710



## —リスク管理債権及び金融再生法開示債権の項目説明—

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権（B）」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」（c）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」（d）には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

## 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単位 百万円

	令和 4 年度	令和 5 年度	期中増減
一般貸倒引当金	16	19	2
個別貸倒引当金	418	410	△7
合計	435	430	△4

一般貸倒引当金については、当庫自己査定により正常先・要注意先の債権に対し、過去3年間の貸倒実績率に基づき引き当てを行い、将来発生が見込まれる損失に備えて19百万円を引き当てております。

個別貸倒引当金については、当庫自己査定により、破綻懸念先・実質破綻先・破綻先の債権で損失が見込まれる額に対して、経営の健全性を図るため、積極的に引き当てを行いました結果、過年度分と併せて4億10百万円の引当金となりました。

## 貸出金償却の額

単位 百万円

	令和 4 年度	令和 5 年度
貸出金償却	—	1

# VII

## 役職員の報酬体系について

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法                      b. 支払手段                      c. 決定時期と支払時期

#### (2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額 (単位：百万円)
対象役員に対する報酬等	75

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は2名です。(但し、期中に退任した者を含む)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」62百万円、「賞与」3百万円、「退職慰労金」9百万円となっております。  
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度中に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

# VIII

## その他

### ◆ 預金をお預けになる前にご覧ください。

#### 預金保険制度について

預金保険制度は、万一脱落（破綻）する金融機関が発生した場合の預金者保護の措置として、預金保険法に基づき創設されました。

平成17年4月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息等が保護されます。

具体的にどの預金が「決済用預金」に該当するか等の詳細は、営業店の窓口にお問合せください。

預金等の分類		保護の範囲
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護 (恒久措置)
一般預金等	利息のつく普通預金 定期預金・定期積金等	合計して元本1,000万円までとその利息等を保護 (定期積金の給付補てん金も利息と同様に保護されます。)  1,000万円を超える部分は破綻金融機関の清算に応じて後日払戻しがあります。
外貨預金 譲渡性預金	保護対象外 破綻金融機関の清算に応じて後日払戻しがあります。	

(注) 決済用預金とは、「無利息、預金者がいつでも払戻しを要求出来る、決済サービスを提供できる」という3条件を満たす預金です。

不明な点がございましたら、お近くの窓口や渉外担当者までお問い合わせ下さい。

### ◆ 国債を購入する前にご覧ください。

- \* 長期利付国債、中期利付国債の価格は、金利の変動等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割りこむことがあります。
- \* 個人向け国債は、利子の変動することと、中途換金した場合には、一定の利子相当額が差し引かれます。(3年・5年もの国債は固定金利です。)
- \* 国が支払いを保証しております。



## 業務・商品・サービスのご案内

### 預 金 業 務

種 類	期 間	お預け入れ金額	特 色 (内 容)
総 合 口 座	—	—	1冊の通帳に「普通預金」「定期預金」「定期積金」「自動融資」をセット。家計簿がわりの預金で組入れた定期預金の90%、最高500万円まで自動融資がご利用できます。
当 座 預 金	出し入れ自由	1円以上	商取引に小切手・手形がご利用できます。現金受渡しのお手数や危険が少なく安全で便利な預金です。(預金保険制度上の全額保護預金)
普 通 預 金	出し入れ自由	1円以上	自由に出し入れができ、給与・年金のお受取や、公共料金の自動支払や全国キャッシュカードサービスのご利用が出来ます。
決 済 用 預 金 (無利息型普通預金)	出し入れ自由	1円以上	無利息ですが、自由に出し入れができ、給与・年金のお受取や、公共料金の自動支払や全国キャッシュカードサービスのご利用が出来ます。(預金保険制度上の全額保護預金)
通 知 預 金	7日以上	1万円以上	まとまった資金の短期間の運用にご利用いただけます。
貯 蓄 預 金	出し入れ自由	1円以上	1型(最低維持残高 40万円) 支払回数月間5回まで手数料無料  2型(最低維持残高 20万円) 支払回数の制限はありません
納 税 準 備 預 金	入金は自由、出金は原則納税時	1円以上	納税資金を計画的に準備していただく預金です。納税支払の場合利息は非課税となります。
ス ー パ ー 定 期 預 金 S 型	1ヶ月以上5年以内	1,000円以上 300万円未満	個人に限り3年から5年の期間のものについては半年複利型も選択可能です。
ス ー パ ー 定 期 預 金 M 型	1ヶ月以上5年以内	300万円以上	個人に限り3年から5年の期間のものについては半年複利型も選択可能です。
大 口 定 期 預 金	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上	大口預金の運用に適した定期預金です。
期 日 指 定 定 期 預 金	最長3年	1,000円以上 300万円未満	お預入れ後1年を経過すると1ヶ月前のご連絡でいつでもお引き出しできます。利息は1年複利です。

種 類	期 間	お預け入れ金額	特 色 (内 容)
変 動 金 利 定 期 預 金	1年以上3年以内	1,000円以上	預入期間中に6ヶ月毎のサイクルで金利が見直されます。複利型(6ヶ月複利)と単利型(6ヶ月単利)の2つのタイプがあります。
ス ー パ ー 積 金	1年以上5年以内	毎月1,000円以上	楽しみながら目標に向かって毎月一定額を積立てる預金です。住宅資金・結婚資金などまとまった資金を貯めるのに最適です。
年 金 優 遇 定 期 預 金	1年	1,000円以上	当庫で公的年金をお受取の方にお取扱させていただきます。金利は店頭表示の基準金利に上乘せします。預入限度は受取年金1口につき100万円です。
退職金専用特別 金利定期預金	1年	200万円以上	退職金のお受け取りから1年以内の個人の方に金利優遇のお取扱させていただきます。1口200万円以上で預入限度は退職金受取金額の範囲内です。
教育資金一括 贈与専門口座	預金者30歳未満	10万円以上 1,500万円以内	祖父母さま等(贈与者)がお孫さま等(受贈者)に対して教育資金に充てるために一括して金銭を贈与し、お孫さま等の名義でお預入れいただく口座。
後見支援預金	期間の定めはありません。ただし家庭裁判所の後見終了の判断もしくは被後見人の方の死亡により預金契約は終了します。	1円以上	家庭裁判所から後見支援預金新規契約に係る「指示書」を交付された方にお取扱させていただきます。成年後見人の財産保護と将来にわたる生活の安定のための預金です。
財形年金預金	5年以上	1,000円以上	勤労者の方が在職中に将来の年金資金を給与天引きで積立てる預金です。財形住宅とあわせて元金550万円までお利息が非課税となります。
財形住宅預金	5年以上	1,000円以上	勤労者の方が在職中に将来の住宅新築・住宅改良資金を給与天引きで積立てる預金です。財形年金とあわせて元金550万円までお利息が非課税となります。
一般財形預金	3年以上	1,000円以上	勤労者の方が給与天引きで積立てる預金です。貯蓄目的は自由です。
譲渡性預金	2週間以上 2年以内	5,000万円以上	まとまった資金を短期間に運用できます。お取扱は本店のみです。

#### ※ご参考 1

上記の預金で、譲渡性預金を除いた預金は預金保険制度の対象預金となっております。

但し、決済用預金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できるという3条件を満たす普通預金、当座預金)に該当するものは全額保護されますが、それ以外の預金(決済用の普通預金・当座預金以外の普通預金や定期預金等)は1人当たり合わせて元本1,000万円とその利息等が保護されます。

47ページを参照して下さい。

預金保険制度が適用になるのは、万一金融機関が破綻した場合のことですので、金融機関が破綻しなければ、預金のご請求により全額払戻しされます。

従いまして、健全な金融機関に1,000万円以上預けておられても、払戻しのご請求を行えばいつでも全額払戻しされます。

詳しくは当金庫の窓口及び渉外担当者にお尋ね下さい。



■■■■■■■■■■ 融 資 業 務 ■■■■■■■■■■

★★ 個人向けローン ★★

種 類	融資期間	融資金額	特 色 (内 容)
住 宅 ロ ー ン	原則 35 年以内	8,000 万円以内	
無 担 保 住 宅 ロ ー ン	3 ヶ月以上 20 年以内	1,500 万円以内	不動産担保を必要とせずに、不動産の購入資金、家屋増改築や住居修繕資金、住宅ローンの借換え資金としてご利用できます。担保・保証人は不要ですが、保証会社の保証を付けていただきます。
リフォームプラン (リフォームプランプライム)	最長 15 年	1,000 万円以内	住宅に関連する小口の修繕を用途とした無担保・無保証ローンですが、保証会社の保証を付けていただきます。
ワイドローン	最長 20 年	5,000 万円以内	あらゆる資金にご利用できます。基準貸付利率(旧公定歩合)に連動した変動金利貸付です。団信保険を付けていただきます。
個 人 ロ ー ン	最長 10 年	500 万円以内	資金用途はご自由です。担保・保証人は不要ですが、保証会社の保証を付けていただきます。
カーライフプラン (カーライフプランプライム)	最長 15 年	1,000 万円以内	マイカーの購入資金・車検費用・免許取得費用にご利用いただけます。担保・保証人は不要ですが、保証会社の保証を付けていただきます。
教 育 プ ラ ン (教育プランプライム)	最長 16 年	1,000 万円以内	大学・短期大学への納付金等にご利用いただけます。担保・保証人は不要ですが、保証会社の保証を付けていただきます。
教育カードローン (アシスト)	最長 15 年 (当座貸越5年以内) (証書貸付10年以内)	500 万円以内	高等学校・短大・大学・大学院・専門学校等の授業料・学校費・受験にともなう費用および下宿代等の費用など就学に係る一切の費用にご利用いただけます。担保・保証人は原則不要ですが、保証会社の保証を付けていただきます。
教育カードローン (まなび)	最長 14 年 9 ヶ月 (当座貸越4年9ヶ月以内) (証書貸付10年以内)	500 万円以内	高校・短大・大学・大学院・専門学校等の入学金・授業料・学校費・受験に伴う費用および下宿代等の費用など就学に係る一切の費用にご利用いただけます。担保・保証人は不要ですが、保証会社の保証を付けていただきます。
か ん た ん	最長 10 年	500 万円以内	資金用途は事業性資金・旧債返済資金を除く自由な消費資金としてご利用になれます。保証人は不要ですが、保証会社の保証を付けていただきます。
職 域 フ リ ー ロ ー ン	最長 10 年	500 万円以内	当金庫の取引事業先に勤務している方の専用ローンで、資金用途は事業性資金・旧債返済資金を除く自由な消費資金としてご利用になれます。保証人は不要ですが、保証会社の保証を付けていただきます。
フ リ ー ロ ー ン サ ポ ー タ ー	6 ヶ月以上 10 年以内	300 万円以内	資金用途はご自由です。急な出費にご利用下さい。担保・保証人は不要ですが、保証会社の保証を付けていただきます。
シルバーライフローン	最長 5 年	10 万円以上 100 万円以内	満 60 歳以上 70 歳未満の方のシルバー専用ローンで、資金用途は事業性資金・旧債返済資金を除く自由な消費資金としてご利用になれます。保証人は不要ですが、保証会社の保証を付けていただきます。
福 祉 プ ラ ン	最長 10 年	500 万円以内	高齢者および心身障がい者の自立促進のための資金としてご利用いただけます。担保・保証人は不要ですが、保証会社の保証を付けていただきます。
子育て応援プラン	最長 10 年	100 万円以内	出産・子育て・小学校入学準備金およびその借換のための資金としてご利用いただけます。担保・保証人は不要ですが、保証会社の保証を付けていただきます。
カ ー ド ロ ー ン (随時返済カードローン)	3 年 (自動更新)	100 万円以内	資金用途はご自由です。急な出費にご利用下さい。担保・保証人は不要ですが、保証会社の保証を付けていただきます。
しんきんきゃっする (定額返済カードローン)	5 年 (自動更新)	300万円以内 (極度額)	資金用途は事業性資金を除く自由な資金です。ご返済は毎月の定額返済で極度額の範囲内で随時借入する事が出来ます。保証人は不要ですが、保証会社の保証を付けていただきます。
カ ー ド ロ ー ン ま も る (定額返済カードローン)	1 年 (自動更新)	100 万円以内 (極度額)	資金用途は事業性資金を除く自由な資金です。ご返済は毎月の定額返済で極度額の範囲内で随時借入する事が出来ます。保証人は不要ですが、保証会社の保証を付けて頂きます。

★★ 事業者向けご融資 ★★

種 類		特 色 (内 容)
一般のご融資	割 引 手 形	一般商業手形(電子記録債権を含む)の割引をいたします。
	手 形 貸 付	仕入れ資金など1年以内の短期資金をご融資いたします。
	証 書 貸 付	設備資金など長期の資金需要にお応えいたします。
	当 座 貸 越	貸越極度額まで当座決済資金を反復ご利用いただけます。
事 業 活 性 化 融 資		担保・保証等を緩和した事業資金で、「はばたきⅢ」があります。
事 業 協 力 資 金		中小企業の皆様の運転・設備資金にお役立ていただけます。
事 業 者 カ ー ド ロ ー ン		当座貸越により事業資金を反復継続かつ安定的に供給いたします。短期プライムレートを基準とした変動金利型です。
制 度 融 資		三重県中小企業融資制度・三重県信用保証協会の信用保証制度の取扱や三重商工貯蓄共済融資制度の取扱をさせていただきます。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 代 理 業 務 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

種 類		融資期間	融資金額	特 色 (内 容)
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	普通貸付	設備10年以内 運転7年以内	4,800万円以内 設備・運転資金などの事業資金にご利用いただけます。
		教育一般貸付	18年以内	350万円以内 高校・大学などの進学資金・授業料等にご利用いただけます。
		恩給・共済年金担保貸付	—	250万円以内 恩給などを担保とする貸付です。
	地域活性化・雇用促進資金	設備20年以内 運転7年以内	7,200万円以内(うち運転資金4,800万円)	設備・長期運転資金などの事業資金にご利用いただけます。
	農林水産事業	各種融資制度に定める融資期間	申込年度により変更	農林水産業の生産基盤の整備や経営改善の事業資金にご利用いただけます。
当金庫と(株)日本政策金融公庫は新規開業融資で業務提携しておりますので、新規開業資金のご相談は是非当金庫にお申し出下さい。				
信 金 中 央 金 庫		・事業資金 最長 30年以内 ・住宅ローン 最長 35年以内	・事業資金 限度額 30億円 ・住宅ローン 限度額 8,000万円	運転・設備資金等の事業資金及び住宅ローン等の消費資金としてご利用いただけます。固定金利と変動金利があります。

## 内 国 為 替 業 務

内 国 為 替	送 金 ・ 振 込	当金庫の本支店はもちろん、日本全国の信用金庫、銀行などの提携している金融機関へスピーディーで安全確実に送金・お振込みができます。
	代 金 取 立	手形・小切手などを取立てし、ご指定の口座にご入金いたします。

## 保 険 業 務

保 険 窓 口 販 売	損害保険・生命保険の募集をしております。
-------------	----------------------

## 証 券 業 務

公 共 債 窓 口 販 売	長期国債等・個人向国債の新発債の募集をしております。
---------------	----------------------------

## 取 次 サ ー ビ ス

外 国 為 替	信金中金（信金中央金庫）を通じて、海外への送金・海外からの送金をお取次ぎいたします。
外 貨 預 金	信金中金（信金中央金庫）を通じて、信金中金の先物予約付外貨定期預金など（10百万円以上）をお取次ぎいたします。
インパクトローン	信金中金（信金中央金庫）を通じて、信金中金の外貨貸付（インパクトローン）など（5万米ドル以上、1万米ドルきざみ）をお取次ぎいたします。

## 顧 客 紹 介 業 務

紹 介 業 務	証券会社と業務提携を行い顧客紹介業務をしております。
---------	----------------------------

### ※ご参考

公共債の価格は、金利の変動等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割りこむことがあります。

詳しくは当金庫の窓口及び渉外担当者にお尋ね下さい。







## 手数料のご案内（為替・両替・硬貨計算手数料を除く）

令和6年7月10日現在

手数料項目	消費税込金額
貸金庫使用料	
A型貸金庫 年間使用料	4,950円
B型貸金庫 年間使用料	7,150円
C型貸金庫 年間使用料	9,900円
D型貸金庫 年間使用料	12,100円
E型貸金庫（全自動） 年間使用料	13,200円
F型貸金庫（全自動） 年間使用料	22,000円
保護預り手数料	
セーフティ・ケース手数料 年間手数料	4,950円
国債証券事務管理手数料 年間手数料	1,320円
手形・小切手交付手数料	
小切手帳 1冊（50枚綴）	5,500円
約束手形 1冊（50枚綴）	5,500円
為替手形 1冊（25枚綴）	5,500円
マル専手形 1枚 1,100円	交付枚数×1,100円
自己宛小切手（1枚）	1,100円
マル専口座開設手数料	3,300円
カードローン交付手数料	無料
ICキャッシュカード発行手数料（キャッシュカード）	無料
ICキャッシュカード発行手数料（ローンカード）	無料
再発行手数料	
通帳・証書 1件につき	1,100円
ICキャッシュカード（注1） 1件につき	1,100円
各種証明書発行手数料	
残高証明書（監査法人指定様式）	3,300円
残高証明書 1件につき	550円
残高証明書（お客様様式） 1件につき	880円
残高証明書（英文） 1件につき	1,100円
支払承諾保証書発行手数料	5,500円
融資証明書発行手数料	11,000円
利息証明書	880円
住宅ローン控除証明書 1件につき	330円
その他証明書 1件につき	330円
個人インターネットバンキング基本手数料 月間手数料	無料
でんさいサービス手数料	
発生記録請求手数料	当庫 330円 他行 660円
譲渡・分割譲渡手数料	当庫 330円 他行 660円
でんさい入金手数料	220円
でんさい割引・担保手数料	330円
保証記録・変更記録支払など	当庫 660円 他行 660円
記録手数料（利害関係3名未満）	
保証記録・変更記録支払など	当庫 1,100円 他行 1,100円
記録手数料（利害関係3名以上）	
記録請求代行	2,750円

手数料項目	消費税込金額
HB・FB・法人インターネットバンキング 基本手数料	1,100 円
株式（出資）払込・増資発行手数料	2,200 円
夜間金庫手数料	月間手数料
夜間金庫専用入金帳	1 冊
取引履歴調査手数料 調査 1 件毎（資料 10 枚までは無料）	550 円
口座振替手数料	1 件につき
不動産担保調査手数料（注 2）	
新規設定	55,000 円
追加設定	11,000 円
極度額増減	11,000 円
変更・抹消	11,000 円
有価証券担保手数料 設定（1 銘柄毎）	5,500 円
しんきん無担保住宅ローン取扱手数料	5,500 円
住宅ローン繰上返済	
全額返済 実行後 3 年未満	11,000 円
実行後 5 年未満	7,700 円
実行後 7 年未満	5,500 円
実行後 7 年以上	3,300 円
但し、3 年以内に最終期限が到来する場合	無 料
住宅ローン繰上返済 熊野古道ローン（固定金利適用期間中）	
300 万円未満	5,500 円
300 万円以上 1,000 万円未満	16,500 円
1,000 万円以上	33,000 円
住宅ローン条件変更 返済額変更 有	5,500 円
（注 3） 返済額変更 無	3,300 円
未利用口座管理手数料	1,320 円

- (注 1) ・結婚・離婚・養子縁組の理由で名義変更する場合の再発行は無料とする。  
・MSキャッシュカードからICキャッシュカードへの乗換は新規発行扱いとし手数料を無料とする。  
但し、紛失・破損等による乗換は手数料を徴求する。  
・ICキャッシュカードにおける再発行について、紛失・破損等による場合は上記の通り手数料を徴求し、磁気障害等を原因とするカード故障による場合は手数料を無料とする。
- (注 2) 不動産担保調査手数料については、令和 1 年 8 月 1 日以降受付分より適用する。
- (注 3) 条件変更 返済額変更 有 期限延長・返済方法変更による返済額変更  
返済額変更 無 保証人変更等

## 為替手数料のご案内

令和6年7月10日現在（消費税込）

お取扱種目				同一店内	本支店宛	他金融機関宛
振込手数料 (注1)	窓口扱	電 信	3万円未満	440円	440円	770円
			3万円以上	440円	440円	770円
	文 書	3万円以上	会員 330円	会員 330円	会員 660円	
		給与振込	無料	無料	220円	
ATM機 利用	当庫 カード	3万円未満	110円	110円	374円	
	他行庫カ ード現金	3万円以上	220円	220円	550円	
送金手数料				無料	440円	660円
取立手数料(注2)		商手・代手代金取立 入金小切手取立 個別取立(電子交換所不参加金融機関宛)		無料 無料	330円 330円	660円 660円 1,100円
HB・FB 振込手数料		3万円未満 3万円以上		無料 無料	55円 110円	440円 550円
インターネット バンキング振込手数料		3万円未満 3万円以上		無料 無料	無料 無料	220円 440円
定額自動送金 取扱手数料		3万円未満 3万円以上		55円 55円	110円 110円	385円 550円
地方税取次手数料(注3)		1セット		無料	無料	440円
その他為替関係 手数料		送金・振込の組戻料				1,100円
		取立手形の組戻料(隔地あて)				1,100円
		取立手形の店頭提示料(隔地あて) (1,100円を超える実費が必要な場合)				1,100円 (実費)
		不渡手形の返却料(隔地あて)				1,100円

- (注1)・商手・代手代金取立手数料【本店・中井支店の2店舗間】については、同一店内扱いとなります。  
 ・入金小切手取立手数料【本店・中井支店・古戸支店の3店舗間】については、電子交換所利用による取立を実施せず、振替処理を行いますので、同一店内扱いとなります。  
 ・視覚障害者の方が窓口にて振込の場合、ATM振込手数料(当金庫カード扱)と同額となります。
- (注2) 個別取立手数料については、郵送料金(簡易書留)を含みます。
- (注3) 地方税統一QRコード付納付書による納付の場合、地方税取次手数料は無料とします。

## 両替・硬貨計算手数料のご案内

令和6年7月10日現在（消費税込）

○ 両替・入金・振込等の硬貨の取扱に係るお客様お持込み枚数・お客様お受取枚数 (損札・損貨の交換、両替機使用は除く)			
	硬貨枚数	手数料	
		両替機	店頭
両替・入金・振込等 硬貨計算手数料	1枚～50枚	200円	無料
	51枚～100枚		550円
	101枚～500枚	400円	1,100円
	501枚～1,000枚		
	1,001枚以上	600円	500枚毎に 550円加算

## キャッシュカードのご利用ご案内

### 当金庫キャッシュコーナーをご利用できる時間帯

	平日 ご利用可能時間	土曜日 ご利用可能時間	日曜・祝日 ご利用可能時間	正月3が日 ご利用可能時間
本店	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
中井町出張所 ATMコーナー	8:00～19:00	8:00～17:00	取扱いできません	取扱いできません
古戸支店	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
輪内出張所	8:45～17:30	取扱いできません	取扱いできません	取扱いできません
海山支店	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
熊野支店	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
長島支店	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
西長島ATMコーナー	8:00～19:00	8:00～17:00	8:00～17:00	8:00～17:00

### 出金のみ利用できるコーナー

尾鷲市役所	9:00～18:00	取扱いできません	取扱いできません	取扱いできません
-------	------------	----------	----------	----------

### 時間帯によるご利用手数料（当金庫のカードで利用した場合）

#### 当金庫でご利用した場合

	平日	土曜日	日曜・祝日	正月3が日
入金	無料	無料	無料	無料
出金	18時まで無料 18時以降110円	14時まで無料 14時以降110円	終日110円	終日110円

ご入金はいつでも無料です。  
どうぞご利用ください



#### 他の信用金庫でご利用した場合（当金庫以外の全国の信用金庫）

	平日	土曜日	日曜・祝日
入金	18時まで無料 18時以降110円	信用金庫により異なりますので該当金庫にお問い合わせ下さい	終日110円
出金			

ご旅行、ご出張やお子様の学業等での利用は  
無料の時間帯でご利用すればお得です。



#### 信用金庫以外の銀行等でご利用した場合

	平日	土曜日	日曜・祝日	
入金	利用できません	利用できません	利用できません	*注1
出金	18時まで110円 18時以降220円	終日220円	終日220円	*注2

\*注1 ゆうちょ銀行・イオン銀行で利用できますが、無料ではありません。

\*注2 三重県内の百五・三十三・JAを利用した場合、平日18時まで無料、土・日も低料金です。

## 質問・相談にお答えするコーナー

No.1

普段、お客様からよくお聞きする質問・相談等に対しましてお答えするコーナーです。  
ここに掲載されていない質問等がございましたら、ご遠慮なく当金庫窓口または渉外担当者にお尋ね下さい。

**ご質問1** 震災などで紀北信用金庫が被災したとき預金は大丈夫ですか

**お答え** 大切なお客様の預金等のデータは、当金庫が加盟しているしんきん共同センターを通じて、東日本センター（厚木）と西日本センター（神戸）の2つのバックアップセンターに大切に保管されています。万一、当金庫が地震や津波により建物が消失しても、お客様の預金等のデータは、上記のバックアップセンターに完全に保管されていますのでご安心ください。

**ご質問2** 地震や津波等で通帳や印鑑を消失したとき預金を引き出せますか

**お答え** 地震や津波等によるお客様の通帳や印鑑の消失を想定した取り扱いを決めております。万一、このような場合でも、窓口にて一定の確認をさせていただいたうえで、一定金額を上限に速やかな、お支払の対応を取らせていただきますのでご安心ください。

**ご質問3** 不景気の中、紀北信用金庫は大丈夫か

**お答え** 当地方も、全国の地方と変わらず不景気が続いており、当金庫を取巻く環境は、今までになく厳しい状況ですが、毎期、黒字経営を継続しており不良債権に対する引当も十分積立てております。健全性の目安である自己資本比率も、現在31.03%となっており全国信用金庫の中でもトップクラスを維持しています。また、令和5年度当金庫の当期純利益は、1億29百万円となりました。詳細につきましては、本誌20・21ページの収益状況をご覧ください。

**ご質問4** なぜ、反社会的勢力ではないことの表明等をしなければならないのか

**お答え** 平成19年6月に政府より「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）が示されたことで、社会全体から反社会的勢力を排除していくという機運がより高まっており、当金庫においても反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを強化しております。お手数をお掛けしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

**ご質問5** なぜ、信用金庫にマイナンバーを届け出る必要がありますか

**お答え** 法令により、信用金庫には、預金口座をマイナンバーと紐付けて管理する義務が課せられています。このため、信用金庫からお客様に対し、マイナンバーの届出のご協力をお願いしています。預金口座をひらく時には、マイナンバーの届出は、後日でも構いませんが、マル優・マル特のお取引等でマイナンバーがないとお取引できない場合があります。詳しくは、信用金庫の窓口にお問合せください。

**ご質問6** 取引を開始する場合、運転免許証や健康保険証が必要なのはなぜですか

**お答え** 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯収法）によりお願いしております。最近、預金口座を利用した不正取引が国際的にも国内的にも急増してきているため、その不正取引を防止する意味で架空名義の預金口座作成を阻止することと、不正取引を発見した場合でも預金者の住所等の特定を容易にするためです。



## 質問・相談にお答えするコーナー

No.2

- ご質問7 10万円を超える現金振込は何故確認書類が必要なのですか。  
お答え 窓口での10万円を超える現金振込等を行う際には、犯収法に基づき取引時確認をするよう義務付けられております。また、これにより取引時確認のできないATMからの10万円を超える現金振込は出来ませんのでキャッシュカードによるお振込をお願いします。  
窓口での確認書類は、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、在留カード、個人番号カード、住民基本台帳カード、特別永住者証明書等です。
- ご質問8 「振り込め詐欺」に遭わない方法の情報はないですか  
お答え 最近の「振り込め詐欺」はキャッシュカードで振り込むよう要請されるケースが多くなっており、絶対にだまされないと考えていても、いつのまにかキャッシュコーナーに向いて振り込んでしまうようです。そのようなことに備えキャッシュカードを持っていても振込みできない手続きをしておけば万一のときでも安心です。当金庫ではお客様のお申し出により振込みできない手続きをさせていただいております。
- ご質問9 預金者が死亡した場合の手続きはどうしたらいいですか  
お答え ①死亡した方の除籍謄本（他に相続人に関連した戸籍謄本が必要な場合があります）  
②当金庫所定の書類に相続人全員の方の記名・捺印（実印）をいただき、更に全員の方の印鑑証明書を用意していただきます。  
正式な遺言がある場合や遺産分割協議書を作成している場合はその写しをいただきます。
- ご質問10 家族が亡くなったら、すぐに預金を引出せるのですか  
お答え 葬儀等に必要の当座の費用は所定の手続きをいただければお支払いできます。  
それ以外の預金のご質問9「預金者が死亡した場合の手続」終了後にお支払いいたします。
- ご質問11 認知症が心配です。自分の財産を管理するにはどうすればよいでしょうか  
お答え 本人の判断能力が衰えた段階で、本人、配偶者、4親等以内の親族等の申立てに基づき家庭裁判所により選ばれた成年後見人等が、付与された権限によって、後見等を受ける人が不利益を被らないよう保護する制度（法定後見制度）があります。  
また、本人に判断能力が備わっているうちに自らが選んだ後見人（任意後見受任者）に対して、将来意思判断能力が低下した際の自己の生活、療養看護、財産管理に関する事務などの代理権を与える契約（任意後見契約）を締結しておく任意後見制度があります。  
当金庫では、成年後見制度の主旨に鑑み、お取引の有効性と安全性を誠実に確保するべく努めております。
- ご質問12 インターネットバンキングやファームバンキングを利用したいがどうすればよいか  
お答え 個人の方はインターネットバンキングを、個人事業所・法人は法人インターネットバンキングをご利用下さい。詳しい内容や申込み方法はお取引店にお問い合わせ下さい。
- ご質問13 けがや病気に備えた保険はありませんか  
お答え 傷害による死亡・後遺障害・入院（日額）・通院（日額）を補償する「しんきんの傷害保険」や基本的な医療保障からがん・女性疾病まで保障する「しんきんの医療保険」を取扱っております。

## 質問・相談にお答えするコーナー

No.3

ご質問 14 紛失届等の手続きが面倒なのはなぜですか

お答え お客様の大切なお金を預かっている立場といたしまして、簡単な手続きでは将来問題が起きたときに、お客様にご迷惑をお掛けすることがございます。それを防ぐために慎重な上にも慎重に手続きを行っております。どうかご理解下さい。

ご質問 15 キャッシュカードはどの金融機関でも利用できるのですか

お答え 全国どこの金融機関でも利用できます。  
特に全国の信用金庫でご利用する場合、手数料が無料になる場合がありますので是非ご利用ください。(詳しくは窓口までお問い合わせ下さい)

ご質問 16 何故、キャッシュカードの暗証番号は生年月日、電話番号等はいけないのですか。

お答え 最近、キャッシュカードの偽造や盗難により、預金が不正に引き出される被害が増加しておりますが、暗証番号が容易に類推されやすい番号(生年月日、自宅の住所・地番、電話番号、自動車のナンバー等)の場合は、即座に引き出されます。  
なお、現在ご使用中の暗証番号は、ATM操作で変更ができます。また、以下のものをご持参のうえ、お取引店でお手続きにより変更できます。  
●届出のご印鑑、ご本人確認資料(運転免許証等)、キャッシュカード

ご質問 17 キャッシュカードの暗証番号を忘れてしまった場合どうすればよいですか

お答え 以下のものをご持参のうえ、お取引店にてお手続きを行ってください。新暗証番号をご登録させていただきます。  
●届出のご印鑑  
●ご本人確認資料(運転免許証等)  
●キャッシュカード

ご質問 18 キャッシュカードの手数料はどのようになっていますか

お答え 当金庫のカードで当金庫のキャッシュコーナーを利用した場合は、本誌の57・58ページの手数料のご案内・キャッシュカードのご利用のご案内をご覧ください。

ご質問 19 住所が変わった場合や結婚して姓が変わった場合どうすればよいですか

お答え 以下のものをご持参の上、お取引店にて住所変更または名義変更の手続きを行ってください。  
なお、住所変更によるお取引店の変更をご希望の場合は、その旨お申し出ください。  
お取引店変更のお手続きをご案内させていただきます。  
●通帳・証書・キャッシュカード  
●届出のご印鑑  
●ご本人確認資料(変更前と後の住所または改姓前後のお名前が記載された運転免許証・戸籍抄本・住民票等)

ご質問 20 ETCカード申込はどのようにしますか

お答え 当金庫ではVISA又はJCBカードで取扱っています。本カードと同時申込または本カード発行後いつでも申込いただけます。  
申込書は店頭に備え付けておりますので窓口係にお申し付け下さい。

ご質問 21 継続的顧客管理とはなんですか

お答え 近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっています。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。これらの犯罪行為を防止し、お客様が安心に取引できるよう、法令及びガイドラインに基づき、それぞれ所定の方法により、お客様の現在の情報と定期的に確認する取組みを行っております。当金庫ご利用のお客様のご理解とご協力をお願いします。

## 沿革・歩み

昭和23年 6月	市街地信用組合法に基き尾鷲信用組合設立
26年 8月	九鬼支店設置
27年 3月	信用金庫法に基づき紀北信用金庫に改組
28年11月	桂城支店設置
30年10月	営業地区を尾鷲市及び海山町一円に拡張
31年 4月	内国為替取扱認可
31年 5月	国民金融公庫代理店
31年 7月	桂城支店を廃して海山支店設置
31年12月	中小企業金融公庫代理店
33年 5月	創立10周年記念・本店事務所新築（現中井町出張所）
33年 9月	輪内支店設置
33年12月	全国信用金庫連合会代理店
36年 8月	営業地区を尾鷲市・海山町・及び熊野市一円に拡張
37年 2月	住宅金融公庫代理店
37年10月	熊野支店設置
38年 6月	営業地区を尾鷲市・北牟婁郡海山町・熊野市及び南牟婁郡一円に拡張
44年 5月	営業地区を尾鷲市・熊野市・南牟婁郡及び北牟婁郡一円に拡張
45年 5月	本店事務所所在地に新築移転
45年 5月	中井支店設置（旧本店）
46年 5月	営業地区を尾鷲市・熊野市・北牟婁郡・南牟婁郡及び和歌山県新宮市一円に拡張
47年12月	海山支店新築
48年 9月	コンピューター（IBMシステム3）稼働開始
48年11月	預金100億円突破
50年12月	全国しんきん保証株式会社の代理業務開始
50年12月	熊野支店位置変更（新築移転）
51年10月	為替オンライン稼働
52年 5月	コンピューターレベルアップ（IBMシステム3モデル12）
53年 5月	創立30周年式典挙行
53年11月	年金福祉事業団代理店
54年 5月	預金200億円突破
55年 3月	九鬼支店を除く全店オンライン稼働（普通預金・当座預金）
55年12月	日本銀行当座取引開始
56年 3月	本店にATM（現金自動受払機）を設置
56年12月	日本銀行歳入代理店認可（本店）
57年 4月	九鬼支店要求払預金オンラインに移行
57年10月	海山支店日本銀行歳入代理店認可
57年10月	定期性預金全店オンラインに移行
58年 5月	古戸支店設置
58年 5月	熊野支店日本銀行歳入代理店認可
58年 8月	貸出金全店オンラインに移行
58年10月	海山支店・熊野支店にATM（現金自動受払機）を設置
59年 1月	国債等の募集の取扱業務の開始
59年 4月	国債定期口座開始
59年 6月	本店国債代理店認可
59年 6月	中井支店日銀歳入代理店認可
59年 6月	本店両替商業業務認可
59年 9月	譲渡性預金取扱開始
60年 1月	古戸支店日銀歳入代理店認可
60年 3月	市場金利連動型預金取扱開始
60年 3月	預金300億円突破
60年 7月	輪内支店日銀歳入代理店認可

昭和	61年	7月	九鬼支店日銀歳入代理店認可
	61年	10月	大口定期預金取扱開始
	62年	4月	三重県内信金と三重県内本支店所在地方銀行とのCD提携
	62年	5月	会長制導入に伴う定款変更認可
	62年	6月	尾鷲市立病院出納事務取扱業務の終了
	62年	7月	尾鷲市指定金融機関業務取扱の開始
	62年	8月	資金総合口座の取扱い開始
	63年	1月	第3次総合オンラインに移行
	63年	11月	店舗外現金自動支払機を設置（共同設置） 設置場所・・・尾鷲市役所
平成	元年	6月	スーパーMMC（市場金利連動型定期預金）の取扱開始
	2年	3月	九鬼支店・輪内支店にATM（現金自動受払機）を設置
	2年	7月	都銀・地銀とのCD提携開始
	2年	11月	本店営業部が自動支払機によるサンデーバンキングを開始
	3年	2月	第二地銀、信組、労金、農協とのCD提携開始
	3年	4月	ホームバンキング、ファームバンキング取扱開始
	3年	9月	預金400億円突破
	3年	11月	自由金利型定期預金（M型）の取扱開始
	3年	11月	事業者カードローン並びに事業者ローンの取扱開始
	4年	6月	貯蓄預金・スーパー積金の取扱開始
	4年	11月	秋の叙勲で当金庫理事相談役 土井周平氏が勲五等双光旭日章を受章
	5年	6月	定期預金金利が完全自由化
	5年	6月	本店営業部・古戸支店に現金自動支払機を各1台宛増設
	5年	10月	中長期定期・変動金利定期預金の取扱開始
	6年	7月	尾鷲市立総合病院出納事務取扱業務開始
	6年	10月	要求払預金、定期積金の預金金利の自由化により、預金金利完全自由化
	6年	11月	コンピューターレベルアップ（IBM・AS400システム）
	8年	2月	紀北しんきん年金優遇定期預金の取扱開始
	8年	11月	秋の国家褒章で、当金庫理事長 神保弘氏が黄綬褒章を受章
	9年	3月	事務合理化のため、パソコン14台を導入
	9年	6月	尾鷲市立総合病院出納事務取扱業務の終了
	9年	7月	尾鷲市指定金融機関業務取扱の開始
	9年	7月	預金500億円突破
	9年	12月	創立50周年記念事業として第1回懸賞金付定期預金を発売
	10年	4月	海山・熊野・中井・古戸の各支店で外貨両替業務取扱開始
	10年	6月	創立50周年記念式典挙行
	10年	6月	創立50周年記念事業として尾鷲市へ「きほくしんきん福祉号」として 電動昇降付自動車を、熊野市・海山町へ同マイクロバスを各1台寄贈
	11年	10月	郵便貯金とのATM相互利用開始
	12年	3月	デビットカードの取扱開始
	12年	4月	紀北広域連合指定金融機関業務取扱の開始
	12年	6月	尾鷲市指定金融機関業務取扱の終了
	12年	7月	尾鷲市指定金融機関業務取扱の開始
	12年	11月	当金庫ホームページを開設
	13年	3月	スポーツ振興くじの販売及び払戻し業務を開始
	13年	4月	モバイル・インターネットバンキングの取扱開始
	13年	5月	損害保険窓販業務の取扱開始
	13年	10月	預金600億円突破
	14年	2月	長島信用金庫と事業譲渡契約を締結
	14年	6月	長島信用金庫の事業を譲受け
	14年	6月	預金700億円突破
	14年	11月	秋の叙勲で、当金庫理事相談役 神保弘氏が勲5等瑞宝章を受章
	15年	1月	生命保険窓販業務の取扱開始
	15年	2月	長島支店日銀歳入代理店認可



平成	15年	3月	紀北広域連合指定金融機関業務取扱の終了
	15年	6月	尾鷲市指定金融機関業務取扱の終了
	16年	9月	台風21号の水害で海山支店の営業を3日間臨時休業
	16年	11月	九鬼支店を古戸支店九鬼出張所に変更
	17年	1月	決済用普通預金（無利息型）の取扱開始
	17年	10月	駅前出張所を廃店
	18年	4月	古戸支店土地購入等
	18年	7月	尾鷲市立総合病院出納事務取扱業務開始
	19年	5月	中井支店融資業務を本店営業部へ移管
	21年	4月	紀北広域連合指定金融機関業務取扱の開始
	21年	6月	尾鷲市立総合病院出納事務取扱業務終了
	21年	7月	尾鷲市指定金融機関業務取扱の開始
	24年	3月	紀北広域連合指定金融機関業務取扱終了
	24年	6月	尾鷲市指定金融機関業務取扱の終了
	25年	3月	長島支店を旧駅前出張所に移転。旧長島支店を西長島出張所に変更
	26年	9月	センタービル新築予定地購入
	27年	5月	預金800億円突破
	27年	11月	尾鷲市と高齢者などの見守り協力に関する協定を締結
	28年	3月	三重県内金融機関における災害時相互支援に関する協定を締結
	28年	12月	センタービル竣工式 本部・システム関連移転
	30年	4月	紀北広域連合指定金融機関業務取扱の開始
	30年	5月	古戸支店九鬼出張所の営業時間を変更
	30年	6月	輪内支店を古戸支店輪内出張所に変更
	30年	7月	尾鷲市立総合病院出納事務取扱業務開始
	30年	9月	三重労働局と働き方改革に係る包括連携協定を締結
	30年	11月	(株) Origamiと連携契約の締結
令和	元年	9月	後見支援預金の取扱開始
	元年	11月	古戸支店輪内出張所の営業時間を変更
	元年	12月	尾鷲商工会議所、東京海上日動火災保険（株）他とのSDGsに係る包括連携協定の締結
	2年	4月	新型コロナウイルス感染症対応としてゴールデンウィーク期間中の「休日相談窓口」を設置
	2年	4月5月	新型コロナウイルス感染症対策として三重県に緊急事態宣言が発令されたことから営業店を含め交代勤務を実施し、昼休憩による営業時間を変更
	2年	7月	中井支店を本店営業部内に移転し店舗内店舗化
	2年	11月	第1回地域産品WEB商談会を開催
	2年	11月	三重働き方改革推進支援センター及びINPIT 三重県知財総合支援窓口との包括連携協定を締結
	3年	4月	地域事業者伴走型支援事業開始
	3年	4月	地域経済活性化包括連携協定（尾鷲市他）
	3年	7月	尾鷲市指定金融機関業務取扱の開始
	3年	7月	古戸支店九鬼出張所の廃店
	3年	11月	あかつき証券との業務提携
	4年	1月	紀北町との「高齢者等見守り活動協定」の締結
	4年	5月	地域事業者伴走型支援事業オンラインセミナー開催
	4年	7月	こだわり商品展示会へ取引先事業者が参加
	4年	9月	地域事業者伴走型支援事業「商品ブラッシュアップ」開催
	4年	10月	尾鷲中学校において学生への金融経済教育講座の実施 三重県警察認定「子ども安全・安心の店」交付式
	4年	11月	第5回紀北信金小学生書道展開催
	4年	12月	紀北しんきんカップ少年野球大会開催
	5年	2月	スーパーマーケットトレードショーへ取引先事業者の参加 紀北しんきんカップ少年サッカー大会開催



令和	5年 5月	地域事業者伴走型支援事業「オンラインセミナー」開催
	5年 8月	こどものみらい古本募金開始
	5年 9月	スマホ決済サービス「Bank Pay」取扱開始
	5年 9月	地域事業者伴走型支援事業「商品ブラッシュアップⅠ」開催
	5年10月	「三重県内の中小企業・小規模企業に対する財務改善に向けた伴走支援の業務連携・協力に関する覚書」を三重県信用保証協会と締結
	5年10月	地域事業者伴走型支援事業「商品ブラッシュアップⅡ」開催
	5年12月	「脱炭素社会実現に向けた連携協定」を環境省中部地方環境事務所と締結
	5年12月	地域事業者伴走型支援事業「バイヤーによる事業所訪問」実施（2日間）
	6年 2月	尾鷲高校キャリア教育講演会に参加